

公共事業裁判の研究(2)行政事件編

TABATA, Takuki / 田畑, 琢己

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

110

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

89

(終了ページ / End Page)

173

(発行年 / Year)

2012-08

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008472>

公共事業裁判の研究(二)(行政事件編)

田畑 琢己

はじめに

第三章 裁判の評価

第一節 計画

第一章 公共事業裁判の歴史と先行研究

第二節 技術基準

第一節 公共事業裁判の歴史

第三節 費用効果分析

第二節 先行研究の検討

第四節 訴訟技術

第三節 行政裁量と司法審査

第四節 対象とする公共事業(以上一〇九卷第三号)

第四章 裁判と公共事業

第一節 訴訟類型と本室前の制約

第二章 事例研究

第二節 司法統制の限界

第一節 計画

第三節 裁判が公共事業に与えた影響

第二節 技術基準(以上本号)

第四節 公共事業抑止法への提案

第三節 費用効果分析

第四節 訴訟技術

おわりに

公共事業裁判の研究(二)(行政事件編)(田畑)

第二章 事例研究

研究対象とする判例は、第一章第三節で述べたように裁判の結果に大きな影響を及ぼしている計画、技術基準、費用効果分析、訴訟技術（立証責任、立証方法）の四つの視角⁽¹⁾により整理した。

第一節 計画

1 適合性

(1) 旧法下の適合性

都市計画法第一三条第一項柱書は、「都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保身に配慮しなければならない。」との一般原則を示している。

公害防止計画適合性が旧法下では都市計画（本件においては整備計画）の要件となっていないために、公害防止計

画適合性の審査をしない整備計画でも認可基準となるか否かが問題となった。⁽²⁾

都市計画事業認可処分等取消請求事件（東京地判平六・四・一四）は、「旧法の規定に基づく決定の適法性は旧法の下においてのみ判断されなければならない。．．．適法に行われた都市計画の決定は、例えその後の社会情勢等の変化によって都市計画の変更をすることが相当となったからといって、その変更の決定が、原告らの主張するような公害防止計画との適合性の見地からは行われなかったからといって、その変更の決定が違法となるものではない。」⁽³⁾と判示した。

同事件（最（一小）判平一一・一一・二五）は、「都市計画法施行令二条によれば、．．．旧法下で適法、有効に決定された都市計画において定められた都市施設を整備する事業を行う場合には、．．．事業内容が旧法下で決定された都市計画に適合していれば足りると解すべきである。．．．環状六号線整備計画は、その後定められた公害防止計画に適合するか否かにかかわらず、．．．事業の認可に違法はない。」⁽⁴⁾と判示した。

（２） 計画間の拘束性

都市計画法一三条一項の柱書が、当該事業が公害防止計画の執行を妨げなければ、それ以上公害防止計画適合性を要求するものではないとしている点である。計画間の拘束性が問題となった。⁽⁵⁾

都市計画事業認可処分等取消請求事件（東京地判平六・四・一四）は、「環状六号線整備計画が本件公害防止計画に適合していない旨の主張は、．．．採用することができない。．．．公害対策基本法一九条二項に基づき定められる公害防止計画は、．．．具体的に右目標の達成に寄与することまで要求されるものとは解しえない。．．．中央環状新宿線建設計画は本件公害防止計画に適合している。」⁽⁶⁾と判示した。

同事件（東京高判平七・九・二八）は、「法一三条一項は、．．．都市計画が公害防止計画に盛られた施策に積極

的に寄与することまでも要求する趣旨でないことは明らかである。・・・右の見地から、中央環状新宿線建設計画が、・・・本件公害防止計画の窒素酸化物対策の実施を阻害したり、その実施による効果を減殺するものでない・・・本件公害防止計画に適合していることが明らかである。」と判示した。⁽⁷⁾

同事件（最（一小）判平一・一一・二五）は、「法一三条一項柱書後段は、・・・都市計画が公害防止計画の妨げにならないようにすることを規定したものと解される。・・・法一三条一項柱書後段が右施策と無関係に公害を増大させないことを都市計画の基準として定めていると解することはできない。・・・中央環状新宿線建設計画が本件公害防止計画の執ることとしている施策の妨げとなるものでないことは明らかであるから、右建設計画は、本件公害防止計画に適合する。」と判示した。⁽⁸⁾

小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件（東京高判平一五・一二・一八、最（一小）判平一八・一一・二）は、「東京都は、公害対策基本法（昭和四二年法律第一三二号）一九条に基づき、東京地域公害防止計画を定めていたところ、平成五年決定は、・・・同計画に適合するものとして認められる。」と判示した。⁽⁹⁾

(3) 都市計画運用指針と変更手続

都市計画運用指針（以下「運用指針」という。）は、「定められる個々の都市計画の内容が、土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮しうるよう総合的に決められることが必要である。」と定めている。⁽¹⁰⁾

ここで、都市計画の変更は、運用指針に基づいて行わなければならないか否かが問題となった。

都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件（静岡地判平一五・一一・二七）は、「運用指針は、・・・その趣旨は、国が都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、・・・原則的な考え方を示

し、・・・地方自治法の規定に基づく技術的助言の性格を有するものであるから、運用指針に違反したからといって、違法となるものとはいえないし、また、そのような政策決定が直ちに行政庁の裁量権逸脱との判断に結びつくものでもない。」と判示した。

都市計画法の施行について(通達)は、「新法においては、・・・都市計画について、都道府県知事がこれを定め又はその案を作成する場合においては、基本的事項を市町村に示して市町村がその原案を作成することを原則として、・・・運用すること」と定めている。また、都市計画に関する事務の手引きは、県知事が決定する都市計画については、・・・県都市計画課及び事業担当課技術担当者と原案作成協議(以下「下協議」という。)を行う。」と定めている。

ここで、伊東市が、県から基本的事項の指示を受けずに、また、県との下協議のないまま、一一〇m区間を拡幅する内容の提案を地元住民に提示し続けたこと等が手続の瑕疵⁽¹³⁾であるか否かが問題となった。

都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件(静岡地判平一五・一一・二七)は、「通達に定めた手続に違反したとしても、同手続によってされた政策決定が直ちに違法となるものでない上、・・・例外も認められること、合理性が認められる・・・違法であるとはいえない。」⁽¹⁴⁾と判示した。

(4) 上位計画との適合性

都市計画法第一五条第一項第五号は、「一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画」と定めている。また、都市計画法施行令第九条第二項は、「法第一五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。」

として、その第一号は、「次に掲げる道路として、「イ 路法（昭和二十七年法律第一八〇号）第三条の一般国道又は都道府県道、ロ その他の道路で、車線の数が四以上のもの又は自動車専用道路であるもの」と定めている。

ここで、国の広域交通網計画等の上位計画と適合しているか否かが問題となった。⁽¹⁵⁾

都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件（静岡地判平一五・一一・二七）は、「道路網計画において、伊東大仁線は・・・国道一三五号バイパスと伊東市中心部との接続を図るために本件変更決定をした・・・伊東大仁線と伊豆縦貫道のアクセスを高めなかったことが、上位計画に適合しないとどうていいえない。」と判示した。⁽¹⁶⁾

同事件（東京高判平一七・一〇・二〇）は、「都市計画は、・・・国の計画に適合するとともに、・・・都市計画法第一三条第一項各号所定の基準に従って、・・・一体的かつ総合的に定めなければならず・・・都道府県知事は都市計画を決定するについて一定の裁量を有するものとい得るが、その裁量は都市計画法第一三条第一項各号の定める基準に従って行使されなければならないのであって、それが上記の基準に照らして、著しく逸脱するものであるときは、当該決定は、同条各号の趣旨に違反し、違法となる。」⁽¹⁷⁾

平成一七年度の将来人口を八五、〇〇〇人に設定していた・・・上位計画に当たる国土利用計画では、平成一七年度・・・将来人口を七九、五〇〇人に設定していた・・・道路網計画は、・・・八五、〇〇〇人という数値をそのまま平成二二年度の将来人口として設定・・・過大に設定されてしまっている・・・合理性を欠く。」⁽¹⁸⁾と判示した。

2 違法性の承継

ある行政行為（先行行為）に違法事由の存することが、その行為を前提としてなされる別の行政行為（後行行為）の違法事由となるか否かが問題となった。⁽¹⁹⁾

二風谷ダム権利取得裁決及び明渡裁決取消請求事件（札幌地判平九・三・二七）は、「土地収用法に基づく事業認定と収用裁決は、両処分⁽¹⁹⁾の主体、法律要件及び法律効果は異なるものの、両処分が相結合して、当該事業において必要とされる土地を取得するという法的効果を完成させる一連の行政行為となっているものであり、このような場合には、先行処分たる事業認定が違法になされることが、後行処分たる収用裁決の要件となり、先行処分に違法があった場合には、その違法は当然に後行処分に承継される。」⁽²⁰⁾と判示した。

圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件（東京地判平一五・一〇・三）は、「先行行為と後行行為が同一の目的を追求する手段と結果の関係をなし、これらが相結合して一つの効果を完成する一連の行為となっている場合には、違法性の承継が認められる。」⁽²¹⁾と判示した。

同事件（東京高判平一五・一二・二五）は、「事業認定と収用又は明渡の裁決は、・・・別個の行政処分であり、格別にその瑕疵を理由として取消訴訟を提起し、その違法性を争うことができるのであるから、原則として、裁決取消訴訟において、事業認定の取消事由の有無を審理判断しなければならない必要性はない。」⁽²²⁾と判示した。

圏央道あきる野IC事業認定・収用裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二二）は、「都市施設として都市計画の決定が行われている施設の建設事業については、土地収用法上の事業認定以外にも、都市計画事業の認可又は承認（都市計画法五九条）によっても事業を施行することができる。本件事業認定は、都市計画法に基づく都市計画事業の事業認可ではなく、土地収用法に基づく事業認定がなされているところ、このように、都市計画決定がなされている事業について、都市計画法によらずに土地収用法に基づく事業認定を行うことを禁じた明文の定めはないから、・・・起業者の選択に委ねられているものと解される。しかしながら、・・・将来的には収用裁決を受ける立場に置かれるという不利益が生じることが同質であるし、・・・都市計画法一三条の定める都市計画基準は土地収用法

二〇条三号の定めをより具体的に規定した・・・当該都市計画決定が都市計画基準に合致すると認められないときには、特段の事情のない限り、当該事業計画は土地収用法二〇条三号の要件の該当性も認められない。」と判示した。⁽²³⁾

同事件（東京高判平一八・二・二三）は、「本件都市計画決定は、都市計画法に基づくものであって、同法の定める手続によって行われ、その要件も同法に定められ、その効力も同法により判断すべきものであり、他方、本件認定事業は、その手続、要件及び効力は、これとは別個の法である土地収用法に基づくものであるから、・・・本件都市計画決定の違法性が承継される関係にあると解することはできない。」と判示した。⁽²⁴⁾

3 特定多目的ダム法（合理性）

特定多目的ダム法は、「この法律は、多目的ダムの建設及び管理に関し河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の特例を定めるとともに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に發揮させることを目的とする。」と定められている。

また、同法第四条第一項は、「国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。」と定めている。

そして、土地収用法第一八条第二項は、「前項の申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない。」と定められ、土地収用法施行規則第三条第一号は、「法第一八条第二項第一号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付するものとする。」と定めている。

更に、土地収用法第一九条第一項は、「前条の規定による事業認定申請書及びその添付書類が同条又は同条に基く

国土交通省令に規定する方式を欠くときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、相当な期間を定めて、その欠陥を補正させなければならない。」とし、同法第二項は、「起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書を却下しなければならない。」と定めている。

ここで、特定多目的ダム法第四条第一項の「基本計画」が作成されていないことと、この「基本計画」が土地収用法施行規則第三条第一号の「参考書類」に含まれるか否かが問題となった。

蜂の巣城事業認定無効確認請求事件（東京地判昭三八・九・一七）は、「基本計画の欠如は元来ダム法の問題であり、・・・基本計画が作成されていないのに多目的ダム建設を目的とする事業認定を行うことが適法であるかどうかということになる・・・本件事業認定申請書には、法一九条に規定するような方式上の瑕疵は認めるべくもなく、・・・原告等の主張は失当である。」と判示した。⁽²⁵⁾

4 地方自治法、地方財政法（経済的合理性）

公有水面埋立法第四条第一項は、「都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ」と規定し、第一号は、「国土利用上適正且合理的ナルコト」と規定している。また、地方自治法二条一四項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。更に、地方財政法第四条第一項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

ここで、土地利用計画が経済的合理性を有するか否かが問題となった。

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件（那覇地判平二〇・一一・一九）は、「事業について・・・どのような見直しを行い、・・・本件埋立計画地において、どのような土地利用を行うのか、また、その新たな土地利用計画に係る経済的合理性等についてどのように検証したのか等、何ら明らかにされておらず、・・・本件海浜開発計画事業について、経済的合理性を欠くものと解するのが相当である・・・地方自治法二条一四項及び地方財政法四条第一項に違反する違法なものというべきである。」と判示した。²⁶⁾

同事件（福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五）は、「土地利用計画に経済的合理性があるか否かについては、従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて、相当程度に手堅い検証を必要とするといわざるをえないのであり、・・・土地利用計画の全容が明らかとなっていない現段階においては、これに経済的合理性があると認めることはできない。・・・本件埋立事業に係る財務会計行為は、予算執行の裁量権を逸脱するものとして、地方自治法二条一四項及び地方財政法四条第一項に違反する違法なものというべきである。」と判示した。²⁷⁾

5 公有水面埋立法（合理性）

公有水面埋立法第四条第一項は、「都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ」と規定し、第一号は、「国土利用上適正且合理的ナルコト」と規定している。

ここで、埋立免許によってなされる埋立施工が種々の法的に保護されるべき利益を侵害するか否かが問題となった。輦の浦埋立免許差止請求事件（広島地判平二一・一〇・一）は、「公水法四条一項一号は、広島県知事が本件埋立免許をするについて、それが「国土利用上適正且合理的」であることを要件としている。・・・瀬戸内法は、政府に

対し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき基本計画の策定を命じ（三条一項）、関係府県の知事に対し、基本計画に基づき当該府県の区域について瀬戸内海の環境の保全に関して府県計画を定めることを求めている（四条）．．．広島県知事は、本件埋立免許が「国土利用上適正且合理的」であるか否かを判断するに当たっては、．．．良好な景観をできるだけ保全するという瀬戸内法の趣旨を踏まえつつ、合理的に判断すべきであり、その判断が不合理であるといえる場合には、．．．裁量権を逸脱した違法な行為に当た⁽²⁸⁾る．．．したがって、広島県知事が本件埋立免許を行うことは、．．．行訴法三七条の四第五項所定の裁量権の範囲を超えた場合に当た⁽²⁹⁾ると判示した。

6 裁量統制

裁判所は、当事者の主張・立証にもとづいて事実認定を行い、そこに法律を解釈・適用して判断をする。その結果が、争われている処分と異なる場合には、これを取り消すというのが基本的な審理方式である。これを判断代置方式という。しかし、環境行政訴訟においては、この方式を維持することが適切でない場合がある。行政計画の策定過程においては、利害関係者参画や市民参加がされ、一定の価値判断のもとに計画が決定されている場合もある。立法者が広い裁量を行政に与えている場合もある。そうした場合に、民主的基礎を欠く司法府が独自の判断を代置させるのは適切ではない。そこで、このような場合には、行政の判断プロセスに注目する審査方式が採用されることになる。⁽³⁰⁾

ここで、裁判所がどのような審査方式をとっているのが問題となった。審査方式を（1）から（3）に分類して整理する。

(1) 判断形成過程統制

日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（東京高判昭四八・七・一三）は、「本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、または本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し、これらのことにより、・・・判断が左右されたものと認められる場合には、・・・裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして、違法となる。」⁽³¹⁾と判示した。

二風谷ダム権利取得裁決及び明渡裁決取消請求事件（札幌地判平九・三・二七）は、「土地収用法二〇条三号所定の要件は、事業計画の達成によって得られる公共の利益と事業計画により失われる公共ないし私的利益とを比較考慮し、・・・この判断をするに当たっては行政庁に裁量権が認められるが、行政庁が判断をするに当たり、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、又は本来考慮に入れ若しくは過大に評価すべきでない事項を過大に評価し、このため判断が左右されたと認められる場合には、裁量判断の方法ないし過程に誤りがあるものとして違法になる。」⁽³²⁾と判示した。

小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件（東京地判平一三・一〇・三）は、「行政庁が計画決定を行う際に考慮した事実及びそれを前提としてした判断の過程を確定した上、社会通念に照らし、それらに著しい過誤欠落があると認められた場合にのみ、行政庁がその裁量権を逸脱したものということが許される。」⁽³³⁾と判示した。

同事件（東京高判平一五・一二・一八）は、「審査方法としては、行政庁の第一次的な裁量判断が既に存在することを前提として、その判断要素の選択や判断過程に著しく合理性を欠くところがないかどうかを検討すべきであり、具体的事案における行政庁の判断過程において、その判断の基礎とされた重要な事実が誤認があること等によりその

判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くかどうか、当然考慮されてしかるべき重要な要素が考慮されていたかどうか、逆に考慮されてはならない要素が考慮されていたかどうか、それらの考慮の有無の結果、決定された都市計画の内容が著しく妥当性を欠くものになっていないかどうか等の裁量権行使の著しい不合理性を示す事情の有無を中心とし、裁量権の逸脱、濫用の有無を検討する観点から審査を行う。」と判示した。³⁴⁾

同事件(最(一小)判平一八・一一・二)は「その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はそれを濫用したものと作為違法となる」と判示した。³⁵⁾

圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)は、「事業認定庁の裁量に基づく判断は、比較衡量を行うに当たって当然に考慮すべき要素を考慮した上で行われるべきものであって、その判断が、事業認定庁に与えられた裁量の趣旨からして本来考慮すべきでない要素を過大に重視し、また、本来考慮すべき要素を不当に軽視し、その結果が判断を左右したものと認められる場合には、その判断過程には社会通念上看過することができない過誤欠落があるというべきであり、同判断はとりもなおさず裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして違法となる。」と判示した。³⁶⁾

同事件(東京高判平一八・二・二三)は、「事業認定庁が、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、または本来考慮に入れるべきでない事項を考慮に入れ、若しくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し、その結果判断に影響を生じさせたというような場合には、その事業認定は、

裁量権の逸脱、濫用として違法になる。」と判示した。⁽³⁷⁾

輦の浦埋立免許差止請求事件（広島地判平二一・一〇・一）は、「輦の景観価値は、・・・私法上保護されるべき利益であるだけでなく、・・・国民の財産ともいうべき公益である。しかも、本件事業が完成した後にこれを復元することはまず不可能となる性質のものである。・・・本件事業が輦の景観に及ぼす影響は、決して軽視できない重大なものであり、瀬戸内法等が公益として保護しようとしている景観を侵害するものといえるから、これについての政策判断は慎重になされるべきであり、その抛り所とした調査及び検討が不十分なものであったり、その判断内容が不合理なものである場合には、本件埋立免許は、合理性を欠くものとして、行訴法三七条の四第五項にいう裁量権の範囲を超えた場合にあたると判示した。⁽³⁸⁾

(2) 専門技術的裁量統制及び政策的裁量統制

蜂の単城事業認定無効確認請求事件（東京地判昭三八・九・一七）は、「法二〇条は、・・・当該事業につき認定すると否とは被告の自由な裁量に委ねられていることは文理上疑う余地がない。しかしながらこのことと各号の要件を具備するか否かの判断とは別個のことからであって、・・・二、三号の要件は事柄の性質上裁量の余地を含んではいなくても・・・その判断は羈束されている・・・ただ四号の公益性に関する判断のみは・・・行政庁の自由裁量に委ねられているものと解するのを相当とするけれども、それとても裁量の限界を逸脱し濫用にわたるときは違法となる。」と判示した。⁽³⁹⁾

伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五）は、「原子炉設置許可処分は、・・・その安全性の判断に特に高度の科学的、専門的知識を要するとの観点及び被告の高度の政策的判断に密接に関連するところから、これを被告の裁量処分とするとともに、慎重な専門的、技術的審査によって、一定の基準に適合していると認めるときでなければ、そ

の設置許可をすることができないとして、被告の裁量権の行使に制約を加えている。⁽⁴⁰⁾と判示した。

同事件（高松高判昭五九・一二・一四）は、「原子炉の安全性いかんは、・・・専門家の間でも見解の分かれる高度の科学的・専門技術的問題であるから、司法審査の範囲いかんということが当然問題となる。・・・裁判所は、もともと科学的・専門技術的な問題そのものについての終局的な判定者たり得る立場にはなく、・・・その司法審査の範囲については、いわゆる実体的判断代置方式が採られる通常の行政訴訟の場合と同様に考えることはできず、おのずから限界がある・・・原子炉等規制法及び関連法令は、行政庁に対し、原子炉の安全性が肯定された場合における原子炉設置の許否についての政策的裁量のみでなく、安全性を肯定する判断そのものについても専門技術的裁量を認めていると解されるから、原子炉設置許可処分は行政庁の裁量処分である。」⁽⁴¹⁾と判示した。

同事件（最（一小）判平四・一〇・二九）は、「原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、・・・具体的審査基準に不合理な点があり、・・・調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」⁽⁴²⁾と判示した。

福島第二原発事件（福島地判昭五九・七・二三）は、「本件許可処分に裁量性が認められるとしても、それが行政庁たる内閣総理大臣の全くの自由裁量に任されているとは解されない。蓋し、本件許可処分に瑕疵があり、このため原子炉等による災害が発生した場合には、本件原子炉施設周辺の住民らの生命、身体等に放射性物質の毒性による甚大な被害が生じかねないのであり、その放射性物質の毒性の人間に与える深刻さと不可逆性等からすると、右の裁量

性の幅は、専門技術的裁量性を考慮してもなお狭いものでなければならず、原子炉設置許可申請が告示や各指針に適合するのはもちろん、許可処分当時の科学技術水準に照らして、専門的技術的審査によって一定の基準に適合していると認められるときでなければ、設置許可をすることができないという裁量権の行使上の制約が存する。⁽⁴³⁾と判示した。

東海第二原発事件（水戸地判昭六〇・六・二五）は、「基本法、設置法、規制法の体系からすれば、安全審査会の調査審議に基づく原子力委員会の意見をきくという手続により、・・・これを尊重して内閣総理大臣が原子炉施設の安全性について最終的な判断をする・・・本件原子炉施設の安全性の審査、判断は、内閣総理大臣の専門技術的裁量に属する・・・右の専門技術的裁量は、右に述べたところから明らかなように、同じ裁量といっても、政策的裁量とは趣旨と根拠を異にするものである。そして、内閣総理大臣の自由な考えによって安全か否かの結論を出してよいという意味での裁量の幅があるものではなく、安全か否かの結論自体は、専門技術的検討の結果一義的に定まるものといふべきである。・・・右の専門技術的裁量権は、処分当時の我国における最高水準の専門技術的知見に基づいて行使されることを要するというべきであり、その意味において、本件処分の裁量権の範囲は狭いといふことができる。⁽⁴⁴⁾」と判示した。

同事件（東京高判平一三・七・四）は、「原子炉施設の安全性の有無に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会あるいは安全審査会の専門的技術的調査審議及び判断を基にしてされた被控訴人行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右の調査審議において用いられた具体的な審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的な審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的な審査基準に適合すると

した原子力委員会あるいは安全審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被控訴人行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被控訴人行政庁の判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法とされる。⁽⁴⁵⁾と判断した。

柏崎・刈羽原発事件（新潟地判平六・三・二四、東京高判平一七・一一・二二）は、「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは安全審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてなされた内閣総理大臣の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術的水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは安全審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、内閣総理大臣の判断がこれに依拠してなされたと認められる場合には、内閣総理大臣の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法である。」と判断した。⁽⁴⁶⁾

もんじゅ行政訴訟事件（差戻後、福井地判平一二・三・二二）は、「安全審査及び処分の構造に照らせば、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の無効確認訴訟における審理及び判断は、安全委員会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた行政庁の判断に重大かつ明白な瑕疵といえるだけの不合理な点があるかという観点から行われるべきである。」⁽⁴⁷⁾と判断した。

同事件（差戻後、名古屋高金沢支判平一五・一・二七）は、「伊方最高裁判決・・・当裁判所も上記判例に従うものであるが、その判断によれば、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟において、原子炉設置許可処分が違法となるのは、現在の科学技術水準に照らし、①原子力安全委員会若しくは原子炉

安全専門審査会の調査審議で用いられた具体的審査基準に不合理な点があること、あるいは、②当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとして原子力安全委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があること、の二点である。⁽⁴⁸⁾と判示した。

伊方原発二号炉事件（松山地判平一二・一二・一五）は、「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟における裁判所の審理・判断は、原子力委員会若しくは安全審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてなされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術的水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとして原子力委員会若しくは安全審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してなされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」⁽⁴⁹⁾と判示した。

小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件（東京地判平一三・一〇・三）は、「都市計画法一三条一項柱書前段は、・・・都市計画基準としてこのような一般的なかつ抽象的な基準が定められていることからすれば、・・・様々な利益を比較考慮し、これらを総合して政策的、技術的な裁量によって決定せざるを得ない。」⁽⁵⁰⁾と判示した。

同事件（最（一小）判平一八・一一・二）は、「都市計画法は、・・・事項を定めるに当たっては、・・・政策的、技術的な見地から判断することが不可欠である。」⁽⁵¹⁾と判示した。

永源寺第二ダム事業計画決定等取消請求事件（大津地判平一四・一〇・二八）は、「国営の土地改良事業計画は、・・・さまざまな利益を比較衡量した上で、・・・高度に技術的専門的な事項にわたり、政策的判断を要する・・・被告の広範な裁量に委ねられている・・・したがって、土地改良事業計画決定は、その決定を行う際に考慮

した事実及びそれを前提とした判断過程に著しい過誤や欠落があるなど、被告において、その決定について委ねられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に限り違法となる。」⁽⁶²⁾と判示した。

同事件（大阪高判平一七・一二・八）は、「本件決定は、それまでの手続に本件設計基準によって極めて重要なものとされていた調査等をしなかったことにより、ダムの規模を誤って設計した瑕疵があるといふべきで、それは、本件決定の基本的な要件である経済性の要件について、測定方法等の各通達による審査に極めて重大な影響を与えるほどのものであったといわざるを得ないのであって、この瑕疵は極めて重要であって、本件決定は取消を免れない。」⁽⁶³⁾と判示した。

都市計画道路路区域内建築不許可処分取消請求事件（静岡地判平一五・一一・二七）は、「都市計画法一三条一項本文は、都市計画基準につき、・・・様々な利益を比較考慮し、これらを総合して政策的、技術的な裁量によって決定せざるを得ない・・・このような判断は、技術的な検討を踏まえ、一つの政策として都市計画を決定する行政庁の広範な裁量に委ねられている・・・都市施設に関する都市計画の決定は、行政庁がその決定について委ねられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した認められる場合に限り違法となる。」⁽⁶⁴⁾と判示した。

同事件（東京高判平一七・一〇・二〇）は、「当該都市に関する基礎調査の結果が客観性、実証性を欠くために土地利用、交通等の現状の認識及び将来の見通しが合理性を欠くにも関わらず、そのような不合理な現状の認識及び将来の見通しに依拠して都市計画が決定されたと認められるとき、客観的、実証的な基礎調査の結果に基づいて土地利用、交通等につき現状が正しく認識され将来が的確に見通されたが、都市計画が決定するについて現状の正しい認識及び将来の的確な見通しを全く考慮しなかったと認められるとき又はこれらを一応考慮したと認められるものこのれらと都市計画の内容とが著しく乖離していると評価することができるときなど法第六条第一項が定める基礎調査の結

果が勘案されることなく都市計画が決定された場合は、・・・違法となる。」と判示した。⁽⁵⁵⁾

徳山ダム事業認定取消請求事件（岐阜地判平一五・一二・二二〇）は、「事業計画全体の合理性の有無は、・・・事柄の性質上極めて政策的、専門技術的なものであって、・・・事業認定権者の裁量を尊重して判断すべきものと解する。したがって、事業認定の適否の審査においても、事業認定権者の判断に社会通念上著しく不相当な点があり、その裁量の範囲の逸脱又は裁量権の濫用があった場合（例えば、事業認定権者が判断するに当たり、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、又は本来考慮に入れ若しくは過大に評価すべきでない事項を過大に評価し、このため判断が左右された場合）には、事業認定は法二〇条三号要件に適合せず違法と解する。」と判示した。

圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二二〇）は、「法二〇条三号の判断に当たり事業認定庁に認められる裁量とは、事業認定庁の有する専門技術的知識に由来するものではなく、得られる価値と失われる価値との比較衡量をするに当たり、性質上そのままでの比較対象が困難な複数の価値について、事業認定庁における政策的判断としてそのいずれを優先させるかという意味においての裁量であり、事業認定庁の政策判断能力に由来する。⁽⁵⁷⁾・・・どのような価値を最も重視すべきかということについては、現行の法体系の下で社会に普遍的に受け入れられた価値の優先順位を探究する必要が生じるのであり、そのような場面で作用するのが事業認定庁に認められた裁量である。」と判示した。

同事件（東京高判平一八・二・二二三）は、「法二〇条三号の要件充足性の判断は、・・・その前提となる諸要素・諸利益の比較衡量等に関しては、性質上必然的に専門技術的、政策的な判断を伴う・・・裁量権が与えられている。」⁽⁵⁹⁾と判示した。

仙台市高速鉄道事業公金支出差止請求事件（仙台地判平一八・三・三〇）は、「本件事業を実施するか否かは、被告市長がまさに社会的、政策的又は経済的な諸要素を総合考慮して決すべき政治的判断といことができ、議会のコントロールの下での被告市長の広い裁量に委ねられている。」⁽⁶⁰⁾と判示した。

(3) 黙示的要件による裁量統制

圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二二）は、「行政機関である事業認定庁が瑕疵ある営造物の設置を許すことは、法の支配に服すべき行政機関が自ら法に違反することを意味するのであって、法秩序の否定につながるものである。法がこのような事態を是認しているものとは到底考えられず、明文の規定を欠いているのは、公共工事の起業者がそのような瑕疵ある営造物の設置を計画するはずがないとの前提に立っていることによるものと理解すべきであり、法はこの点を事業認定における黙示的な前提要件としている。この点につき、事業認定庁には、要件裁量の余地はなく、効果裁量も上記のように限定されたものとなる。」⁽⁶¹⁾と判示した。

同事件（東京高判平一八・二・二三）は、「法二〇条一号ないし四号の要件を充足する場合は、事業認定をすることができ、これ以外に、実質的な要件を定めた規定は存在しない。黙示的な前提要件がある」と解することはできない。それ故、事業認定に係る営造物そのものに重大な欠陥があるかどうか、あるいは営造物が完成後供用目的に沿って利用されることとの関連において、騒音等の危害を生ぜしめる危険性があるかどうかということ、法二〇条における黙示的要件と解することはできないのであって、法二〇条三号との要件充足性の判断として考慮される。」⁽⁶²⁾と判示した。

7 事情判決

取消訴訟で争われている処分又は裁決が違法であるが、これを取り消すと公益に著しい障害があると認められる場合に、裁判所は請求を棄却することができる(行訴三一)。この判決を事情判決という。⁽⁶³⁾

この事情判決が認められるか否かが問題となった。

二風谷ダム権利取得裁決及び明渡裁決取消請求事件(札幌地判平九・三・二七)は、「本件事業認定は違法であり、本件事業認定後の事情によっても右違法が治癒されないから、それに引き続く本件収用裁決は、右違法を承継し、その余について判断するまでもなく、違法である。・・・本来これを取り消さなければならぬ・・・本件ダム本体は既に・・・完成しており、既に本件ダム本体が完成し湛水している現状においては、本件収用裁決を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生じる・・・行政事件訴訟法三一条一項を適用する。」と判示した。⁽⁶⁴⁾

圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件(東京地判平一五・一〇・三)は、「本件区間の北側である青梅インターチェンジから日の出インターチェンジまでの区間において圏央道が整備された・・・これらの事実が本件の審理においてさほど関連性を有するとはいえないから、本件においてはこれらの事情を考慮する必然性を欠く。」と判示した。⁽⁶⁵⁾

(1) 田畑琢己「道路裁判における道路構造令の意義(公共事業裁判の研究)」『共生社会システム研究』Vol. 5No. 1 2011, p. 72

(2) 磯野弥生「都市計画と公害防止計画の適合性」『別冊ジュリスト』一八一号 2006, p. 109

(3) 『判例タイムズ』八六七号 1995, pp. 197-198

(4) 『判例時報』一六九八号 1999, p. 69

(5) 磯野弥生「都市計画と公害防止計画の適合性」『別冊ジュリスト』一八一号 2006, p. 109

- (6) 『判例タイムズ』八六七号 1995, p. 198
- (7) 『行政事件裁判例集』第四六卷第八・九号 1996, pp. 809-811
- (8) 『判例時報』一六九八号 1999, p. 69
- (9) 『判例自治』二四九号 2004, p. 81' (東京高判平一五・二一・一八) 『判例タイムズ』二二二七号 2007, p. 109 (最(一小)判平一八・一一・一一)
- (10) 『第六版都市計画運用指針』2008, p. 5 (国土交通省HP (www.mlit.go.jp/common/000124478.pdf))
- (11) 『判例自治』二七二号 2006, pp. 106-107
- (12) 『判例自治』二七二号 2006, p. 108
- (13) 『判例自治』二七二号 2006, p. 108
- (14) 『判例自治』二七二号 2006, pp. 108-109
- (15) 『判例自治』二七二号 2006, p. 108
- (16) 『判例自治』二七二号 2006, p. 108
- (17) 『判例自治』二七二号 2006, p. 86
- (18) 『判例自治』二七二号 2006, p. 89
- (19) 新室幸司他『法律学小辞典(第三版)』有斐閣 2000, p. 31
- (20) 『判例時報』一五九八号 1997, p. 36
- (21) 『圈央道あきる野I.C.・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件(東京地判平一五・一〇・三三)判決文』2003, p. 26
- (22) 『圈央道あきる野I.C.・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件(東京高判平一五・二二・三五)判決文』2003, p. 25
- (23) 『圈央道あきる野I.C.事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・三三)判決文』2004, pp. 65-66
- (24) 『圈央道あきる野I.C.事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・三三)判決文』2006, p. 65
- (25) 『判例時報』三五二号 1963, p. 15
- (26) 『泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件(那覇地判平二〇・一一・一九)判決文』2008, pp. 193-199
- (27) 『泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件(福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五)判決文』2010, pp. 24-25

- (28) 『竊の浦埋立免許差止請求事件(広島地判平二一・一〇・一)判決文』2009, pp. 152-153
- (29) 『竊の浦埋立免許差止請求事件(広島地判平二一・一〇・一)判決文』2009, p. 192
- (30) 北村博宣『環境法』弘文館2011, pp. 224-225
- (31) 『判例時報』七一〇号1973, p. 35
- (32) 『判例時報』一五九八号1997, p. 43
- (33) 『判例タイムズ』一〇七四号2002, p. 138
- (34) 『判例自洽』二四九号2004, pp. 77-78
- (35) 『判例タイムズ』二二七号2007, p. 109
- (36) 『圈央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・三三)判決文』2004, p. 73
- (37) 『圈央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・三三)判決文』2006, p. 23
- (38) 『竊の浦埋立免許差止請求事件(広島地判平二一・一〇・一)判決文』2009, p. 155
- (39) 『判例時報』三五二号1963, p. 18
- (40) 『判例タイムズ』三六一号1978, p. 141
- (41) 『判例タイムズ』五四二号1985, pp. 132-133
- (42) 『判例タイムズ』八〇四号1993, p. 61
- (43) 『判例時報』一一二四号1984, p. 121
- (44) 『判例時報』一一六四号1985, p. 108
- (45) 『判例時報』一七五四号2001, p. 44
- (46) 『判例時報』一四八九号1994, p. 31 (新潟地判平六・三・二四)、『訟務月報』第五二巻六号2006, p. 1891 (東京高判平一七・一・三三)
- (47) 『判例時報』一七二七号2000, p. 42
- (48) 『判例時報』一八一八号2003, pp. 20-21
- (49) 『判例タイムズ』一〇五七号2001, p. 95
- (50) 『判例タイムズ』一〇七四号2002, p. 138
- (51) 『判例タイムズ』二二七号2007, pp. 108-109

- (52) 『判例タイムズ』二〇九号 2006, p. 151
- (53) D1-Law/ID28131608 p. 24 (D1-Law Gを掲載)
- (54) 『判例自治』二十二号 2006, p. 100
- (55) 『判例自治』二十二号 2006, p. 87
- (56) 『判例時報』一八五八号 2004, p. 54
- (57) 『圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・三二)判決文』2004, p. 72
- (58) 『圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・三二)判決文』2004, p. 73
- (59) 『圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・三三)判決文』2006, p. 23
- (60) 『判例自治』三〇五号 2008, p. 85
- (61) 『圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・三二)判決文』2004, pp. 66-67
- (62) 『圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・三三)判決文』2006, p. 22
- (63) 新室幸司他『法律学小辞典(第三版)』有斐閣 2000, p. 469
- (64) 『判例時報』一五九八号 1997, p. 49
- (65) 『圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件(東京地判平一五・一〇・三三)判決文』2003, p. 20

第二節 技術基準

1 道路構造令

道路を建設するにあたり、道路の幅員ならびにその構成、平面的ならびに縦断的線形、安全な見通し距離のあることなどを具体的に検討し、地形および交通の条件に適合した道路の幾何学的諸元を決めることを道路の幾何学的設計という。我が国の道路の幾何学的設計は、道路構造令に従って行うことになっている⁽¹⁾。すなわち、道路の構造は、道路法第二十九条において、「当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならぬ

い。」との一般原則が示されている。これに対応して同法第三〇条第一項及び第二項において、道路の構造の技術的基準を政令で定めることとされており、道路構造令は、これらを根拠とする政令として、道路の幅員、線形、構造物等について、道路を新設又は改築する際の一般的技術的基準として定められたものである。⁽²⁾

道路構造令は昭和三十三年に制定され、昭和四五年に現行の道路構造令の基本となる全面改正を行って以来、昭和五七年に一部改正を行ったものの基本的な構成は昭和四五年当時のままとなっている。⁽³⁾

(一) 第一条第三項、四項

第一条第三項は、「歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五m以上、その他の道路にあつては二m以上とするものとする。」と定めている。また、第一条第四項は、「横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に・・・並木を設ける場合にあつては一・五m・・・を加えて同項の規定を適用するものとする。」と定めている。そして、第一条の三は、第四種第一級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に依り、植樹帯を設けるものとする⁽⁴⁾と規定しているため、本件道路に植樹帯を設ける必要があるか否かが問題となった。⁽⁴⁾

都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件（静岡地判平一五・一一・二七）では、「構造令一条の三は、第四種第一級（平成一三年に改正され第四種第二級が追加された）の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に依り、植樹帯を設けるものとする」と規定しているから、第四種第二級の道路に該当する本件変更区間には、植樹帯を設けることは必要でない。・・・並木も樹林帯とは目的・幅員等が異なるものの、類似した機能を持つと認められる。そこで、伊東大仁線に並木を設けることは、交通の安全性、快適性を高めることにつながるというので、本件変更決定が「安全、快適な歩道空間を確保する」ことを変更理由としたことには合理性が認められ

る。」と判示した。⁽⁵⁾

(2) 第一五条

第一五条は、「車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。」と定めている。この曲線半径は、道路の線形に影響を与えるため問題となった。

三井寺バイパス事業認定等取消請求事件（大津地判昭五八・一一・二八）では、「裁判所がこれを判断するにあたってはA、B各ルートを描いて本件ルートが採用されるに至った判断過程およびそこで考慮された判断資料、判断要素に社会通念上著しく妥当を欠く点があるか否かを検討して行う。⁽⁶⁾・・・Aルートは、トンネル延長が本件ルートより五〇〇m長くなり、トンネル内には曲線半径七〇〇mのカーブが入るため、本件ルートより危険性が高い。・・・Bルートは、トンネル延長が本件ルート三〇〇m長くなり、トンネル内に曲線半径五〇〇mのカーブが入ることは本件ルートと同じであるが、それがS字型に入ってきた、同時にそこに縦断曲線（二二条）の頂点が入ってくるため、視距が短くなって非常に見通しが悪く本件ルートより危険性が高い。」と判示した。⁽⁷⁾

東北自動車道事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（秋田地判平八・八・九）では、「事業認定の違法性を争う裁判において、事業計画の合理性判断の一資料として、想定し得る他のルートとの比較検討を行うことができる。⁽⁸⁾・・・本件ルートは、最小平面曲線半径が一三〇〇mであるのに対し、想定ルートでは、同数値が一〇〇〇mと、曲線がややきつくなる。一〇〇km/hの場合の最小曲線半径の一般値が七〇〇mであるから、想定ルートの最小平面曲線半径でも、一〇〇km/hに対応できるといえるが、高速道路という道路の性質からは、できるだけ直線に近い線形をとるのが通行車両の安全の見地から望ましい。」と判示した。⁽⁹⁾

(3) 第二十七条第三項、解説と運用

まず、第二十七条第三項は、「屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三mまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五mまで、第四種の小型道路にあつては二・五mまで縮小することができる。」と定めている。また、『道路構造令の解説と運用』三二四頁には、既設道路において種々の制約によって右折車線として幅員を確保できない場合であっても、右折車線の分離は、交差点における交通処理に重要な役割を果たすので、右折車線相当の幅員として一・五mを確保できる場合には、直進車線との境界標示を施さず単に一・五m以上のふくらみをもたせるとよいとする例も紹介されていること⁽¹⁰⁾から、右折車線を設けずに、一・五m以上のふくらみをもたせればよいか否かが問題となった。

都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件（静岡地判平一五・一一・二七）では、「原告らは、構造令二七条三項が、市街地にある道路の周辺には既に建造物があるなど用地の取得が困難なことが多いことに配慮して、付加車線を設けるために必要に応じて幅員を縮小できるようにしており、屈折車線等を設ける場合には、当該部分の車線の幅員は、（中略）第四種第二級又は第三級の道路にあつては二・七五mまで縮小することができると定めていることを指摘する⁽¹¹⁾。・・・解説と運用三二四頁では、既設道路において種々の制約によって右折車線として幅員を確保できない場合であっても、右折車線の分離は、交差点における交通処理に重要な役割を果たすので、右折車線相当の幅員として一・五mを確保できる場合には、直進車線との境界標示を施さず単に一・五m以上のふくらみをもたせるとよいとする例も紹介されている⁽¹²⁾。・・・構造令二七条三項や上記解説と運用の方針を採用して幅員を縮小するか否かは、行政庁の裁量に委ねられているというべきであり、幅員を縮小した場合には、交差点付近において設計速度を

下げる必要が生じたりすることなどを考慮すると、これらを採用しなかったことが不合理な判断であるといふことはできない。⁽¹³⁾」と判示した。

(4) 道路の標準幅員に関する基準案

構造令の諸規定のみでは、幅員等が多種多様になるきらいがあったため、道路の管理の合理化、良好な都市景観の確保の観点から道路幅員の標準化を図るために、道路の機能に応じた標準的な幅員等を示すものとして「道路の標準幅員に関する基準(案)について」が作成されており、可能な限りこれに基づき計画するように指導がなされている。他方で、基準(案)は、地域、地形の状況、その他特別な理由により、やむを得ない場合には、基準案によらないことができるとただし書きに、その解説の別添では、都市計画決定済みの道路について、要旨、次のとおりの検討をするとの運用を紹介している。すなわち、「(1) 既決定の道路がこの基準(案)による標準幅員以下の場合には、標準幅員まで拡張することを検討するが、その場合拡張が困難であり、かつこの基準(案)による幅員と同等の機能を果たし得ると認められる幅員(以下「縮小幅員」という。)以上であれば対応しているものとみなし、既決定の幅員のままで施行する。(2) 既決定の道路が縮小幅員未満であれば対応がないものとみなし、少なくとも縮小幅員まで拡張して施行する。(3) 前記(2)の場合において拡張して施行することが困難なときには、その路線における計画交通量を軽減する等、機能を変更することが可能であるか否かを検討し、変更が可能である場合には横断面構成を改める等の措置を講ずるものとし、変更が不可能な場合にはやむを得ないものとして既計画通りで施行する。」というものである。⁽¹⁴⁾

この基準(案)を適用するか否かが問題となった。

都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件(静岡地判平一五・一一・二七)では、「基準(案)は通達であ

るから、行政庁が基準(案)の解説の別添に紹介された方法に違反したからといって、直ちに裁判上の違法の問題が生ずることはないし、また、この方法に違反したからといって、その行政庁の判断が直ちに裁量権の逸脱であるということになるものではない。⁽¹⁵⁾と判断した。

2 環境基準(道路騒音)

騒音環境基準とは、騒音から人の健康と生活環境を守る上で望ましい基準である。工場・自動車の騒音など一般騒音には、環境基本法(平成五法九二)一六条の一般的な環境基準(平成一〇環境告六四)が適用され、鉄道・航空機・建設作業については適用除外とされている。一般騒音についての環境基準は、当初、昭和四六年に定められたが、平成一一年四月一日から新基準が施行されている。⁽¹⁶⁾

昭和四六年五月二五日に閣議決定され設定された旧環境基準では、騒音の評価手法として騒音レベルの中央値($L_{Aeq,T}$)が採用されていた。しかし、その後の騒音影響に関する研究の進展、騒音測定技術の向上等によって、近年国際的には、等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)によることが基本的な評価手法として広く採用されつつある。このような動向を踏まえ、平成一〇年五月二二日の中央環境審議会からの環境省長官に対する答申「騒音の評価手法等の在り方について」(中環審第一三二二号)を受けて、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値($L_{Aeq,T}$)から等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)に変更するとともに、地域の類型区分を見直した上で、最新の科学的知見に基づき新たな環境基準が設定されたものである。⁽¹⁷⁾

(1) 道路に面する地域

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成一〇年九月三〇日大気保全局長通知)では、「道路に面する地域」と

は、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである。なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に面する地域の範囲を確定することは適当でない」とされている。・・・「幹線交通を担う道路」の場合の例を以下に示す。「〇〇〜二〇〇m帯による把握・・・」⁽¹⁸⁾「幹線交通を担う道路に近接した空間」の状況把握。」と例示されているため、「道路に面する地域」が二〇〇m以内であるのか否かが問題となった。

東北自動車道事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（秋田地判平八・八・九）では、「騒音に係る環境基準について」では、・・・これに対し、環境影響評価は、将来道路を新設するにあたって行われるものであるから、環境影響評価の騒音予測において、右基準に定める測定方法を基本として実施するといっても、これをそのまま予測地点の選定にあてはめることはできない。・・・予測地点が騒音点から約二〇〇m以上離れていたからといって、右予測地点が「道路に面する地域」の予測地点として不合理であるということとはできない。⁽¹⁹⁾」と判示した。

圏央道あきる野I・C事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二二）では、「道路に面する地域」を字義どおり素直に読めば、物理的に道路に面した地域を意味するものと解するほかないのであって、・・・異なる環境基準を設けた意味はないことになるのであり、環境基準が基準として機能しなくなるものといわざるを得ない。そして、新環境基準においては、・・・「道路に面する地域」とは、文字通り物理的に道路に面した地域であり、道路からせいぜい二〇〇m程度の範囲を指すものと解すべきであり、・・・誤った基準を用いることによって騒音による被害の発生を過小に評価したものといわざるを得ない。⁽²⁰⁾」と判示した。

同事件（東京高判平一八・二・二三）では、「道路に面する地域」とは、道路からの距離によって定まるものではなく、・・・官民境界から八〇〇mないし一五〇〇mまでの範囲を当該道路より発する道路交通騒音の影響を受ける地域

(あるいは道路交通騒音が支配的な音源である範囲)と想定し、この範囲を予測対象地域として騒音予測を行い、上記環境基準を用いて評価を行ったことは、上記の技術指針等の内容に照らしても、不適切であるといふことはできない。⁽²¹⁾」と判示した。

圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)では、「基準の策定に際して道路の公共性が極めて重視されていることにかんがみると、具体的事例において「道路に面する地域」の適用範囲を画する際に、道路からの距離を考慮することは適当ではなく、むしろ、道路騒音の影響を受ける地域全体が「道路に面する地域」に当たるものとして、緩和された環境基準の適用を認めることが、旧環境基準の制定の趣旨に沿うものといふべきである。・・・新環境基準が「幹線交通を担う道路に近接する空間」について、「二車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路」では道路端から二〇mの距離としている点は、その文言から、「幹線道路を担う道路に近接する空間」の基準値は、「道路に面する地域」のうちの幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例として掲げられているものであり、「道路に面する地域」は「幹線交通を担う道路に近接する空間」よりも広い概念であることは明らかである。⁽²²⁾」と判示した。

同事件(東京高判平二〇・六・一九)では、「道路に面する地域の指針値は、道路に面する地域の主たる騒音源が交通騒音であることにかんがみ、・・・道路の公共性が大きく、かつ道路周辺の地域住民が道路から利益を受けている場合が少なくないことを考慮し、道路に面する地域について道路に面しない地域と同じレベルの厳しい基準を適用することは妥当でないと判断されたものである。・・・旧環境基準の「道路に面する地域」の意義及びこれを踏まえて制定された新環境基準の「道路に面する地域」の意義は、道路からの距離にかかわらず、道路騒音の影響を受ける地域をいうものと解するのが相当であり、本件環境影響評価等における環境基準の適用に誤りはない。」⁽²³⁾と判示した。

(2) 国道四三号線訴訟上告審判決(最(二小)判平七・七・七)の解釈

自動車道路の騒音に関する公害訴訟はそれほど多くはなく、国道四三号線訴訟上告審判決(最(二小)判平七・七・七)が最初の最高裁判決である。⁽²⁴⁾ 本件は、道路端から居住地までの距離が二〇m以内の住民に、受忍限度を超える被害が生じたとして、慰謝料請求を一部認容したが、将来の損害賠償請求については、最大判昭五六・一二・一六(大阪空港事件大法廷判決)に従って、訴えを却下した。⁽²⁵⁾

この判決により「道路に面する地域」が道路端から二〇m以内であると解釈できるか否かが問題となった。

圏央道あきる野I・C事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)では、「平成七年最高裁判決は、「発生した騒音が環境基準を超えるかどうかに関わらず、一定程度以上の騒音が恒常的に生活に侵入することによってこれによる被害が受忍限度を超える」と認定され得る」ことを是認しており、その程度は環境基準より厳格なものと一般に理解されているところであって、道路行政に携わる者のもとより、道路建設事業について事業認定をすべき事業認定庁においては、この判決の趣旨を法律に準じるものとして、環境基準以上に重視すべき立場にあるといふべきである。」と判示した。

圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)では、「原告らは、最高裁平成四年(オ)第一五〇三号同七年七月七日第二小法廷判決(民集四九卷七号一八七〇頁)を引用して、「道路に面する地域」は、上記最高裁判決の考え方からみてもせいぜい道路端から二〇m以内であると主張する。しかし、同判決は、道路騒音等に係る受忍限度に関し、原審の基準の認定を是認したものであるが、原判決は、二〇m以内の住民らについて、単に騒音のみの影響だけでなく、浮遊粒子状物質(SPM)の影響やそれ以外の心理的被害等も併せて考慮して屋外等価騒音レベルが六〇dBを超える騒音に曝露された者について受忍限度を超える被害を受けたと判断しているのであっ

て、道路端から二〇m以内に居住していれば、直ちに道路交通騒音について受忍限度を超える被害を受けていると判断しているものではない。したがって、同判決を根拠に「道路に面する地域」が道路端から二〇m以内であるとすると原告らの主張は、判決の趣旨を正解しない失当なものである。以上によれば、旧環境基準の「道路に面する地域」の意義及びこれを踏まえて制定された新環境基準の「道路に面する地域」の意義は、道路からの距離に関わらず、道路騒音の影響を受ける地域をいうものと解するのが相当である。」と判示した。⁽²⁷⁾

(3) 測定高さ

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成一〇年九月三〇日大気保全局長通知)では、「マイクロホンの高さは、評価区間内の住居等生活面の平均的な高さとし、地上一・二m～五・〇mの範囲で設定する。」と定められている。⁽²⁸⁾

そして、この解説は、「従来の騒音測定で行われてきた地面から一・二mという一律の設定ではなく、．．．例えば低層住宅地であれば一・二m～五・〇mの範囲で設定することになる。中高層住宅地の場合には、上層階の生活面の高さでの測定も加えてもよい。」と記載しているため、測定高さが問題となった。

圏央道あきる野IC專業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)では、「本件事業申請に当たって行われた本件再評価の時点においては、．．．地上一・二m地点における予測結果のみが記載されているため、高所においてどのような予測結果となったのかは明らかではない。．．．再評価時点において高所の予測を行っているれば、本件環境影響評価書における予測結果を下回るものではなかったことは容易に推認し得る事柄である。」と判示した。⁽³⁰⁾

同事件(東京高判平一八・二・二三)では、「当時の国の技術指針である「建設省所管道路事業環境影響評価に関する実施上の運用(案)について」(建設省道環発第四号 昭和六一年二月二八日)は、予測点は高さ一・二mを原

則とする旨示しており、上記の「騒音に係る環境基準について」は、「騒音の測定方法は、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法による。」と定め、「日本工業規格環境騒音の表示・測定方法」は「観測点の高さは、特に指定がない限り、地上 1・2 m」と定めており、本件環境影響評価は、これらの準則に従って原則として地上 1・2 m の地点で騒音予測を行ったものと認められるから、騒音予測が地上 1・2 m の地点で行われたことが不適切であるということはできない。⁽³¹⁾と判示した。

(4) 法定速度

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年 9 月 30 日 大気保全局長通知)では、自動車の走行速度が定められていないため問題となった。

東北自動車道事業認定・土地収用裁決等取消請求事件(秋田地判平八・八・九)では、「道路交通法施行令に定められた高速自動車国道を通行する場合の最高速度は、大型乗用自動車及び普通自動車を 100 km/h、それ以外を 80 km/h として定められているから、車種を問わず予測に用いる平均走行速度を 100 km/h としなければならぬ理由はない。・・・大型車について平均走行速度を 80 km/h とすることは、一般的な環境影響評価の方法であるから、これをもってただちに不合理であるということとはできない。」⁽³²⁾と判示した。

圏央道あきる野 IC 事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)では、「本件環境影響評価書及び本件再評価においては、騒音の予測数値は、自動車の走行速度が法定最高速度である 80 km/h として計算されている。しかしながら、・・・圏央道は、生活道路に流入している物流のための自動車(主にトラック)の排除を主たる目的のひとつとして建設されるものであり、・・・トラックが実際に走行する速度を勘案しない限り、確度の高い予測結果は得られない。・・・大型車の走行速度は 80 km/h を大幅に上回ることは経験則上明らかであるから、本

件環境影響評価書の予測手法は実態に即していない。」と判示した。⁽³³⁾

同事件（東京高判平一八・二・二三）では、「本件環境影響評価書において、騒音の予測数値は、自動車の走行速度を法定最高速度である 80 km/h として計算しているところ、・・・法定最高速度を超えた速度で走行する自動車が存在することが否定できないが、環境影響についての将来の予測値を求めるに際しては、法定速度を遵守した通常交通を前提とすべきであって、・・・法定最高速度で走行する自動車を前提として予測したことが不合理ということできない。」と判示した。⁽³⁴⁾

圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件（東京地判平一七・五・三二）では、「実際の道路上で、走行速度が制限速度を上回る自動車が行々々に見られるとしても、・・・将来の圏央道における平均走行速度自体が設定速度である 80 km/h を上回っているとは限らない・・・自動車の走行速度を 80 km/h と設定して検討したことに不合理な点はないというべきである。」と判示した。⁽³⁵⁾

同事件（東京高判平二〇・六・一九）では、「本件環境影響評価等は、「予測に用いる平均走行速度は、原則として、道路交通法施行令で定める最高速度（法定速度）とする。ただし、規制速度を予め設定できる場合には、その規制速度とする。」との環境影響評価の手法に従ったものであり、本件道路の設計速度である 80 km/h を用いたもので、根拠があるものといえる。」と判示した。⁽³⁶⁾

3 環境基準（鉄道騒音）

「2 環境基準（道路騒音）」で検討した騒音環境基準は、鉄道の騒音を適用除外⁽³⁷⁾としている。このため、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和五〇環境告四六）が適用されるか否かが問題となった。

新幹線鉄道騒音は、昭和三九年の東京・新大阪間の開通以来、新幹線は、高速かつ安全な交通機関として不可欠な地位を占めるに至っているが、他方、その拡充に伴い一部沿道で看過し難い騒音・振動被害を生じさせてきた。名古屋新幹線公害訴訟は、この騒音・振動の差止と被害に対する慰謝料の支払いを求めたものとして知られているが、名古屋高等裁判所判決は、減速を手段とする差止請求は認めず、過去の慰謝料請求のみを認めた（昭和六〇・四・一二判時一一五〇号三〇頁）。環境庁長官（当時）は、昭和四七年、運輸大臣（当時）に対し新幹線騒音対策についての勧告を行うとともに、同五〇年、主として住居の用に供される地域は七〇dB以下、商工業の用に供される地域等は七五dB以下とする環境基準（昭和五〇環境告四六）を設定した。⁽³⁸⁾

（一）名古屋高判昭六〇・四・一二の受忍限度の解釈

名古屋高判昭六〇・四・一二において新幹線騒音に関する受忍限度は七三ホン⁽³⁹⁾との判断が示され、⁽⁴⁰⁾ているため、この数値を超えた場合に受忍限度を超えて違法となるか否かが問題となった。

小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件（東京地判平一三・一〇・三）では、「当時における騒音の測定結果からしても沿線の相当広範囲において新幹線騒音に関する国の基準を大きく上回る値が出ていたのであって、昭和六〇年には、新幹線騒音の騒音に関して名古屋高裁において受忍限度は七三ホンの判断が示され、・・・通常の常識人ならば、騒音測定結果からして、・・・受忍限度を超える騒音を発生させており、いわば違法な状態を現出している。」⁽⁴¹⁾と判示した。

同事件（東京高判平一五・一二・一八）では、「在来線の鉄道騒音について沿線住民が迷惑感、うるさを訴える騒音レベルは、・・・一般に新幹線の鉄道騒音の場合に比べて高いと言われており、等価騒音レベルで、一〇dB以上の差があることを示す調査結果も複数報告されており、・・・周辺地域の環境に与える影響の点で特段問題がないと

判断したことも、著しい判断の過誤があったとまではいえず、裁量権の範囲を逸脱したものと認められない。」と判示した。⁽⁴²⁾

(2) 測定高さ

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和五〇・七・二九 環境庁告示第四六号、改正 平五環告九一、改正 平二環告七八）」は、「測定は、屋外において原則として地上二・二mの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。」と定めている。⁽⁴³⁾ここで、高架橋の高さ（約5m）約八・五m）に側壁の高さを加えた地上六・五m超える高さの騒音を測定する必要があるか否かが問題となった。

小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件（東京地判平一三・一〇・三）では、「鉄道騒音については、・・・地上二・二m及び三・五m・・・そのような地点においては、高架化によって音源が従来より遠ざかる上、高架橋の両端には高さ一・五m程度の側壁が設置されるため、これによって音源と隔てられる関係にあるから、・・・これによって音源に近付き、しかも側壁によって音源から隔てられることも期待できない高さ、すなわちここで、高架橋の高さ（約5m）約八・五m）に側壁の高さを加えた地上六・五m超える高さである。・・・その値は、在来線によるより低い高さへの騒音を大きく上回る激烈なものとなることが予測され、・・・八〇dBをかなり上回る・・・違法な騒音被害の発生するおそれは払拭できない。」と判示した。⁽⁴⁵⁾

同事件（東京高判平一五・一二・一八）では、「鉄道騒音に関する唯一の公的基準であった新幹線騒音基準でも、騒音の測定地点は地上二・二mとされており、地上六・五m超える高さにおける騒音を規制する基準は全く存在しなかった・・・裁量権の範囲を逸脱したものと認められない。」と判示した。⁽⁴⁶⁾

同事件(最(一)小)判平一八・一一・二)では、「地上一・二mの高さの鉄道騒音の予測値が一部を除いておおむね現況とほぼ同程度かこれを下回り、・・・一〇mないし三〇mの高さの鉄道騒音の予測値が八八ホン以上などときられているものの、・・・平成五年決定当時の鉄道騒音に関する公的基準は地上一・二mの高さで測定するにとどまっていた・・・この点について、平成五年決定が考慮すべき事情を考慮せず(47)にされたものということはできず、また、その判断内容に明らかに合理性を欠く点があるということもできない。」と判示した。

4 環境基準(航空機騒音)

航空機の騒音には、環境基本法(平成五法九一)の一般環境基準は適用されず、「航空機騒音の環境基準」(昭和四八環境告一五四)⁽⁴⁸⁾が適用される。同環境基準の「第二の一 達成期間等」では、「新東京国際空港」について、達成期間が「一〇年以内」、改善目標が「五年以内に、85 WECPNL未滿とすること又は85 WECPNL以上の地域において屋内で65 WECPNL以下とすること。」と定めてゐる。⁽⁴⁹⁾

ここで、同環境基準の「第二の三」は、「一の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、・・・極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。」⁽⁵⁰⁾と定めているため、環境基準達成の期限が問題となった。

成田空港事業認定処分等取消請求事件(東京地判昭五九・七・六)では、「本件告示は本件各処分後である昭和四八年二月二七日に定められたものであり、右告示二の三によれば・・・昭和五八年二月二七日までに環境基準を達しえないとしても直ちに本件各処分自体の効力が左右されるものではない。」⁽⁵¹⁾と判示した。

同事件(東京高判平四・一〇・二三)では、「騒音問題について、政府・運輸省・公団が事前に十分周到な検討を

尽くし対策を立てたとは必ずしもいいがたい・・・しかし、本件事業認定の当時においては、相当程度の水準の各種の騒音対策が打ち出され、・・・騒音対策が一定の成果を挙げざるを期待することができない状況であったとは認められない。」と判断した。

5 環境基準（大気汚染）

大気環境基準とは、環境基本法（平成五法九一）一六条に基づき、二酸化硫黄（ SO_2 ）、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント、二酸化窒素（ NO_x ）の五種類について基準が定められ（大気汚染に係る環境基準（昭和四八環境告三五）、二酸化窒素に係る環境基準（昭和五三環境告三八）、その後、ベンゼン等やダイオキシン類についても基準が定められている（ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（平成一一環境告五八八））。ところが、これらの大気環境基準は、あくまでも環境行政上の目標値であると考えられており、その目標達成のために必要とされる各種の措置がとられることにはなっていないが、この基準が法的効力を有するものであるか否かという点については、行政上の努力目標と解されるのが通例である（東京高判昭六二・一二・二四行集三八巻一二号一八〇七頁参照⁵³）。

（1）大気汚染の予測モデル

道路環境に関する環境影響評価については、昭和五三年に「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針」を定め、所用の環境影響評価を実施してきたが、各種公共事業の統一的な枠組として昭和五九年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、閣議決定に基づく環境影響評価に移行した。その後、平成九年六月一三日に環境影響評価法が公布され、順次関連する政省令の制定が進められるとともに、平成一二年六月一日に「建設省

所管事業に係る環境影響評価の実施について」が事務次官通知され、平成十一年六月二日から法に基づく新たな環境影響評価が全面的に施行された。⁽⁵⁴⁾

ここで、平成十一年六月一日に通知された「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」の「第八 標準手法（省令第八条別表第二） 関係」に、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の予測手法として、ブルーム式とパフ式が例示されているため問題となった。⁽⁵⁵⁾

圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二二）では、「本件環境影響評価書の大気質予測においては、建設省技術指針に則り、・・・ブルームモデル、・・・パフモデル・・・専門化の間でも、平成十一年度の時点において、大気汚染の予測を行う際に、接地逆転層による影響を予測する手法はなお確立されていないことが認められる。また、裏高尾を対象とした風洞模型実験によって得られた係数は、・・・正しく予測されているものかどうかについてはなお疑問が残るものといわざるを得ない。」⁽⁵⁶⁾と判示した。

同事件（東京高判平一八・二・二三）では、「ブルーム・パフモデルにおいては、接地逆転層や複雑な地形の場合には必ずしもその計算式が十分に機能しない場合があり得ることが窺えるけれども、・・・未だ合理性を失うものではないと認めることができる。」⁽⁵⁷⁾と判示した。

圏央道事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一七・五・三二）では、「ブルームモデル及びパフモデルは、いずれも建設省技術指針において採用されている予測手法であり、・・・汎用性のある拡散モデルである。・・・接地逆転層の影響についても、・・・複雑地形や地表に構造物等が存在する場合であっても、・・・本件環境影響評価における大気汚染予測は適切なものである。」⁽⁵⁸⁾と判示した。

同事件（東京高判平二〇・六・一九）では、「ブルーム・パフモデルは、建設省所管道路事業環境影響評価技術指

針において採用されている予測手法である。ブルーム・パフモデルは、・・・汎用性のある拡散モデルである。・・・予測・評価に適用しても問題はない。」と判示した。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

尼崎大気汚染公害裁判と名古屋大気汚染公害裁判の二つの判決では、浮遊粒子状物質 (SPM) の危険性を明確に指摘している。すなわち、尼崎大気汚染公害裁判では、「千葉調査の結果から、幹線道路沿道の大気汚染と気管支喘息の発症との間に原因・結果の関係を見いだすことは、大気汚染の状況からも合理的に説明が可能である」と評価されている (判例時報一七二六号三七頁)⁽⁶⁰⁾。

一方、浮遊粒子状物質 (SPM) は、発生源からの寄与の特定ができないことから、予測対象としなかったため問題となった。⁽⁶¹⁾

圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件 (東京地判平一六・四・二二) では、「技術指針においては、浮遊粒子状物質について・・・予測の対象とはしなかった・・・法が黙示的に前提とする要件該当性の審査においては、法令上の義務を遵守した手続が行われるべきことは当然として、・・・浮遊粒子状物質 (SPM)・・・健康被害と因果関係がある・・・川崎大気汚染公害第二次第四次訴訟判決など複数の裁判例においてもそうした因果関係が認定されている・・・当然考慮されるべき事柄であった。」と判示した。⁽⁶²⁾

同事件 (東京高判平一八・二・二三) では、「浮遊粒子状物質 (SPM) に関しては、工場、事業場からのばいじん、土壌、自動車排出ガス、自動車の巻き上げ等発生源が多様であり、・・・その汚染機構は明らかでない部分が多く、・・・本件環境影響評価がなされた当時浮遊粒子状物質 (SPM) が大幅に基準値を上回ることを推測させるような確な証拠はなく、・・・浮遊粒子状物質 (SPM) の将来予測を行わなかったことをもって合理性を欠くもの

ということとはできない。」と判示した。⁽⁶³⁾

圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件（東京地判平一七・五・三二）では、「浮遊粒子状物質は、固定発生源、移動発生源及び自然界に起因するもののほか、二次的に生成されるものなど複数多岐であるため、・・・浮遊粒子状物質（SPM）についての予測評価が行われなかったことは、やむを得なかった。」と判示した。⁽⁶⁴⁾

同事件（東京高判平二〇・六・一九）では、「本件環境影響評価の行われた当時、浮遊粒子状物質（SPM）については、生成、移動、二次生成粒子等のメカニズムが解明されず、発生源からの寄与が特定できないことから、予測対象とされなかったものであり、このことが不当であるということとはできない。」と判示した。⁽⁶⁵⁾

6 環境影響評価

環境は、いったん汚染されると回復が非常に困難であるため、環境を汚染するおそれのある活動を行う場合に、事前に当該活動による環境への影響を調査、予測、評価し、その結果を当該活動に反映させる制度が環境影響評価であり、環境アセスメントともいう。アメリカの国家環境政策法（NEPA）（一九六九年）が世界で初めて環境影響評価を制度化し、我が国では、平成九（一九九七）年に環境影響評価法（平成九年法八一）が制定された。⁽⁶⁶⁾

（1）法的義務

環境基本法（平成五年法律九一号）は、環境保全に関する政策・施策の基本事項を定めた法律であり、環境保護における国の基本方針を表明することにより、環境施策の方向性を示すことを主な内容とし、そのための訓示規定やプログラム規定を中心として構成されている。⁽⁶⁷⁾

また、環境基本条例は、地方公共団体の環境保全施策に関する最も基本的な事項を定めた条例の総称で、地方公共

団体において、各区域の自然的社会的条件に応じた施策を展開するために基本理念・指針等を定めるものであり、一般に地方環境条例の基本法的性格を有するものである。⁽⁶⁸⁾

ここで、環境基本法と環境基本条例の法的義務が問題となった。

東北自動車道事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（秋田地判平八・八・九）は、「土地収用法その他の関係法令上、事業認定の際に起業者等に対して環境影響評価を行うことを義務づける規定は存在しないことから、環境影響評価の実施は事業認定を行うための法的義務ないし要件であるということとはできない。」⁽⁶⁹⁾と判示した。

相模大塚建設費用差止等請求事件（横浜地判平一三・二・二八）は、「環境基本法は、・・・（一条）・・・（二条）。しかし、上記各条は、その文言から目的規定又は宣言規定にとどまるというべきであるから、直ちに具体的請求権が生じるものではないというべきである。・・・また、同法一四条は、・・・直ちに具体的施策について違反を問うことのできる規定であるとは解されない。・・・県環境基本条例三条・四条・九条の各規定は、環境基本法七条、三六条を受けて、県において制定されたものであり、いずれも宣言や指針にとどまり、具体的な請求権を定めたものではないというべきである。」⁽⁷⁰⁾と判示した。

（２） 司法審査

「（一） 法的性格」で検討した環境基本法と環境基本条例に司法審査が及ぶか否かが問題となった。

相模大塚建設費用差止等請求事件（横浜地判平一三・二・二八）は、「アクセス条例の規定ぶりによると、同条例における環境アセスメントの制度は、県知事及び事業者の手続的義務を定めたにとどまり、・・・環境評価の内容の当否についてはアクセス条例が規定を設けてはいないのであるから、その点には司法審査が及ばないと解される。」⁽⁷¹⁾と判示した。

(3) 適法性

具体的な環境影響評価の結果について裁判所がどのような判断を下しているのかが問題となった。

小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件（東京地判平一三・一〇・三）は、「鉄道騒音については、・・・違法な騒音被害の発生するおそれは払拭できない。・・・日照障害については、・・・これが事業的条件に大きな影響を及ぼすことは明らかである。・・・電波障害については、・・・対応が事後的となるおそれもない。・・・景観について、・・・高架構造物の出現には基本的には違和感があることを当然の前提としているものとみることができ。・・・この環境影響評価の内容の当否をさておいて、同評価の結果を前提としたとしても、・・・社会通念に照らしても誤りというほかなく、この点において平成五年決定の判断内容には著しい過誤があるといふべきである。」と判示した。⁽⁷²⁾

同事件（東京高判平一五・一二・一八）は、「法上、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続を経ることや本件調査報告書の公開が都市計画決定の手続要件とはされていない。したがって、同手続に東京都環境影響評価条例違反等があったとしても、そのことが、環境影響評価の結果を前提とした平成五年度決定の実体的な適法性を判断する上で考慮要素の一つとなり得るとしても、それ以上に、直ちに都市計画決定が違法であることを基礎付けるものとはいえず、主張自体失当である。」と判示した。⁽⁷³⁾

同事件（最（一小）判平一八・一一・二）は、「平成五年決定は、・・・本件評価書の内容にも十分配慮し、環境の保全について適切な配慮をした・・・平成五年決定が考慮すべき事情を考慮せずになされたものといふことはできず、また、その判断内容に明らかに合理性を欠く点があるといふこともできない。」と判示した。⁽⁷⁴⁾

永源寺第二ダム事業計画決定等取消請求事件（大津地判平一四・一〇・二八）は、「施行令二条二項という技術的

可能性の要件は、・・・河川維持流量（河川の適正な利用及び河川の流水の正常な機能を維持できる最低限の流量）の確保の可否及び河川環境への影響の有無は同要件の有無を判断するに当たって、直接考慮対象となるものではない。⁽⁷⁵⁾と判示した。

やんばるの森広域基幹林道開設工事損害賠償等請求住民訴訟事件（那覇地判平一五・六・六、福岡高那覇支判平一六・一〇・一四）は、「林業基本法は、基本法という名称の示すとおり、一般的な指針を定めたものにすぎず、同条項が、・・・環境影響評価調査・・・などの具体的行為を義務付けているとはいえない。」⁽⁷⁶⁾と判示した。

圏央道あきる野IC・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件（東京地判平一五・一〇・三）は、「本件事業計画の策定に当たって、適切なアセスメントも行われておらず、その結果、道路公害等を防止するために、地下構造による道路の建設をすべきかどうかも検討していないという、調査検討の面においても極めて杜撰なものであり、・・・本案の審理の結果・・・申立人らの主張する事実が証拠によって認められた場合、建設予定の道路には国家賠償法二条一項という瑕疵が存することになり、・・・収用法二〇条三号及び四号違反を理由に違法である。」⁽⁷⁷⁾と判示した。

同事件（東京高判平一五・一二・二五）は、「本件事業計画の策定に当たってアセスメントが行われたことが認められるから、仮にこれが適切でないとか、道路公害等を防止するために、地下構造による道路の建設をすべきかどうかを検討していないとしても、このことから本件事業認定に重大かつ明白な瑕疵があるとまでは認められず、・・・無効であるとも認められない。」⁽⁷⁸⁾と判示した。

圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一六・四・二二）は、「事業認定庁は、法二〇条三号の要件を審査する前提として、当該事業を施行することにより瑕疵ある営造物を設置することにならないか否

かという点についても判断を要する・・・被告の主張が、一定の指針に基づいて得られた評価の結論については事業認定庁において審査するまでもなく当然に受け入れられるべきであるという趣旨なのであれば、事業認定制度の趣旨を誤解した見解であるといわざるを得ない。」⁽⁷⁹⁾と判示した。

同事件（東京高判平一八・二・二三）は、「本件環境影響評価及び本件再評価のいずれについても、・・・騒音予測・・・環境基準を下回り、環境に及ぼす影響は少ないと評価できる。・・・本件環境影響評価の際においては、他に水質汚濁、振動、低周波空気振動、日照障害、電波障害、地形・地質、景観についても・・・評価の指標（環境基準）が存するものはすべてこれを充足し、・・・これらの評価の手法や内容において特に不適切、不合理な点は認められず、・・・環境に対する影響は少ないものと認められる。」⁽⁸⁰⁾と判示した。

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件（那覇地判平二〇・一一・一九）は、「事業者が環境影響評価を実施するに当たって、調査、予測及び評価の具体的な方法を決定することについては、本件省令の規定を踏まえつつ、事業者の自主的な判断に委ねられているものと解される。・・・以上のように、本件環境影響評価には不十分な部分も散見されるものであるが、これが環境影響評価法ないし本件省令に違反する違法なものであるということとはできない。」⁽⁸¹⁾と判示した。

同事件（福岡高裁那覇支判平二一・一〇・一五）は、「環境影響評価とは、・・・その予測には一定程度の不確実性を伴うことが避けられない。そうすると、当初の環境影響評価では予測されていなかった結果が後に発生したからといって、直ちに当該環境影響評価が違法であったということにはならない。」⁽⁸²⁾と判示した。

輛の浦埋立免許差止請求事件（広島地判平二一・一〇・一）は、「輛の景観価値は、・・・私法上保護されるべき利益であるだけでなく、・・・国民の財産ともいふべき公益である。しかも、本件事業が完成した後にこれを復元す

ることはまず不可能となる性質のものである。・・・本件事業が柄の景観に及ぼす影響は、決して軽視できない重大なものであり、瀬戸内法等が公益として保護しようとしている景観を侵害する・・・本件埋立免許は、合理性を欠くものとして、行訴法三七条の四第五項にいう裁量権の範囲を超えた場合にあたる。」⁽⁸³⁾と判示した。

静岡空港事業認定取消請求事件（静岡地判平二二・三・一八）は、「・・・参加人によるオオタカの保護は合理的な方法により行われた・・・ムササビの存在を確認し、この認識に基づき環境影響評価を行っており、・・・参加人のタコノアシの保全に関する認識及びこれに基づく認定庁の認識が誤っていたと認めることはできない。・・・コウモリの捕獲調査を行わなければ合理的な環境影響評価を行うことができないとの知見を認めることはできず、・・・よって、参加人が行った本件事業への環境への影響に関する調査及び環境保全対策には合理性が認められる。」⁽⁸⁴⁾と判示した。

ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（前橋地判平二一・六・二六）は、「地方自治法二条一六項は、地方公共団体は、法令に反してその事務を処理してはならない旨定めているものである。しかるに、ハッ場ダム建設事業自体は群馬県の事務ではないし、また、被告知事の支出命令等が環境影響評価義務等に違反するとみることでもできない。・・・一般論として、環境保全が重要であること、公共事業を実施するに当たっても・・・環境影響評価のされることが望ましいことであり、政策上の提言としてはともかく、地方自治法二条一六項に違反して違法であるということではできない。」⁽⁸⁵⁾と判示した。

ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（千葉地判平二二・一・一九）は、「地方自治法二条一六項は、地方公共団体は、法令に反してその事務を処理してはならない旨定めているものである。しかるに、本件事業自体は千葉県の事務ではないし、また、被告知事の支出命令等が環境影響評価義務等に違反があると考えるのは困難であり、たとえ、

ハツ場ダム事業に環境影響評価義務等に違反があったとしても、・・・政策上の問題にとどまるといえる。⁽⁸⁶⁾」と判示した。

ハツ場ダム建設費用支出差止等請求事件(さいたま地判平二二・七・一四)は、「著しく合理性を欠いているといえるほど、生活環境に対する環境影響評価を怠ったということはできない。・・・ハツ場ダムの建設が動植物に及ぼす影響について、適正な調査、予測及び評価及び環境保全措置が行われていないとは直ちに認め難い。・・・水質に及ぼす影響について、適正な調査、予測、評価及び環境保全措置が行われていないとの主張は採用できない。・・・景観に及ぼす影響について、調査、予測、評価及び環境保全措置が行われている。・・・環境影響評価・・・著しく合理性を欠いており予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵があるとまでは認められない。」⁽⁸⁷⁾と判示した。

7 景観

景観について何を基準に、どのような判断を行ったのが問題となった。

日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件(宇都宮地判昭四四・四・九)は、「特別保護地区としての景観は、国立公園区域内の極めて限定された最高の素質を保有する傑出した景観であって、それは、最も厳正な保存を図る必要のあるものであり、国民の貴重な文化財として、人為的作為を加えることなく、厳正に原状を保護・保存すべきものである。」⁽⁸⁸⁾と判示した。

同事件(東京高判昭四八・七・一三)は、「本件土地付近が国立公園区域内の特別保護地区に指定されている趣旨から考えても、その風致・景観は、国民にとって貴重な文化的財産として、自然の推移による場合以外は、現状のままの状態が維持・保存されるべきである。」⁽⁸⁹⁾と判示した。

小田急線連続立体交差事業認可処分取消請求事件（東京地判平一三・一〇・三）は、「景観について、・・・駅周辺部・・・近代的都市景観が出現する・・・駅周辺部に限ったことであって、駅間の高架構造物にはそうした長所は感じられない。・・・地下式の場合・・・既存の鉄道が見えなくなったからといって景観において問題となるような違和感が生じるとは考えにくく、沿線地域を分断することなく、心理的な圧迫感も生じさせないという意味においては、地下式が優位である。」と判示した。

圏央道あきる野ＩＣ事業認定・収容裁決取消請求事件（東京高判平一八・二・二三）は、「本件環境影響評価の際においては、他に水質汚濁、振動、低周波空気振動、日照障害、電波障害、地形・地質、景観についても現況調査及び将来予測が行われ、いずれも必要に応じて対応措置や費用負担等を行うことなどにより、評価の指標（環境基準）が存するものはすべてこれを充足し、環境に対する影響は少ない等の評価とされ・・・不適切・不合理な点は認められない。」と判示した。

圏央道事業認定・収容裁決取消請求事件（東京地判平一七・五・三二）は、「本件事業の完成により、橋脚や高架構造物、トンネルの坑口等により、本件起業地及び本件起業地付近の良好な景観に悪影響が生ずることができ（92）る・・・本件圏央道事業区間の工事では、山地についてはトンネル構造が多いことや、切土等の法面には樹林の創造が行われる予定であること、また、本件起業地付近には、既にＪＲ中央本線及び中央道という大きな人工構造物があり、また、人家も多く、原生林等が中心となった地域と同視することはできないことのほか、景観という社会的価値の特質も考え合わせると、本件事業の完成による景観への悪影響は、それ自体としては遺憾なものではあるが、これを過大視することはできない。」と判示した。（93）

輦の浦埋立免許仮の差止申立事件（広島地判平二〇・二・二九）は「景観利益は、私法上の法律関係において、法

律上保護に値する（最（一小）判平一八・三・三〇）・・・公水法四条一項三号・・・公水法三条・・・瀬戸内法・・・政府の定めた基本計画及び広島県の定めた県計画・・・景観利益が大きく侵害され、本件埋立が施工されれば、これを原状に回復することはおよそ困難であることを併せ考慮すると、この景観に近接する地域内の居住者は、法的保護に値する景観利益を有する。」⁽⁹⁴⁾と判示した。

輛の浦埋立免許差止請求事件（広島地判平二一・一〇・一）は、「瀬戸内法は、政府に対し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき基本計画の策定を命じ（三条一項）、関係府県の知事に対し、基本計画に基づき当該府県の区域について瀬戸内海の環境の保全に関して府県計画を定めることを求めている（四条）・・・広島県知事は、本件埋立免許が「国土利用上適正且合理的」であるか否かを判断するに当たっては、・・・良好な景観をできるだけ保全するという瀬戸内法の趣旨を踏まえつつ、合理的に判断すべきであり、その判断が不合理であるといえる場合には、・・・裁量権を逸脱した違法な行為に当たる。」⁽⁹⁵⁾・・・輛の景観は行政上も保護すべき利益であり、その価値は高く、広島県知事は、上記景観を侵害する結果となる本件埋立免許の判断をするについて、充分な調査、検討をした上慎重に行わなければならない、これについての政策判断の拠り所とした調査及び検討が不十分なものであったり、その判断内容が不合理なものである場合には、本件埋立免許は、合理性を欠くものとして、行訴法三七条の第五項にいう裁量権の範囲を超えた場合に当たるとして、事業者らが本件埋立及び架橋を含む本件事業の必要性、公共性の根拠とする各点は、・・・調査、検討が不十分であるか、又は、一定の必要性、合理性は認められたとしても、それのみによって本件埋立それ自体の必要性を肯定することの合理性を欠くものである。」⁽⁹⁶⁾と判示した。

圏央道事業認定・裁決取消請求事件（東京地判平二二・九・一）は、「事業の施行に当たって、構造物の設置される箇所の自然的、歴史的、文化的条件を検討した上で構造物の設計を行うことや、植林等により人工構造物の遮へい

を講ずることなどの配慮を行うことを前提として、景観に及ぼす影響は少ない旨評価されている。⁽⁹⁷⁾・・・本件圏央道事業等により設置される橋梁やジャンクション、トンネルの坑口等の構造物により高尾山を含む周辺地域の景観に影響が生ずるおそれがあることは否定できないものの、当該影響は、本件圏央道事業等のような山間部に環状道路等を設置する事業において完全に防止することは困難な性質のものであることや、景観への影響は、これが直ちに周辺住民の生活妨害や健康被害を生じさせるといふ性質のものとはいえない。⁽⁹⁸⁾」と判断した。

8 建設省河川砂防技術基準

建設省河川砂防技術基準は、昭和五十一年七月に制定された河川管理施設等構造令の設計基準等を定めた技術基準である。ここで、河川管理施設等構造令とは、河川管理施設等の構造に関し、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めたものであって、どのような場所に河川管理施設等を設けるか又は設けてはならないかという、いわば設置基準的な内容又は土木工学上の安定計算等の設計基準的な内容は含めておらず（ダム及び高規格堤防は除く）、これらについては別途「工作物設置許可基準」又は「河川砂防技術基準（案）」等で明らかにしている。⁽⁹⁹⁾

(1) 粗度係数

流通能力の算定に用いる粗度係数は、既往洪水の解析等との関係を重視して定めるものとするが、改修後の河道の状況が現在と大きく異なる場合、あるいは既往洪水と計画高水の規模が大きく異なる場合には、改修後の河道の状況等を想定して適切に定める⁽¹⁰⁰⁾となっているため、粗度係数をどのような値に設定するのが問題となった。

蜂の巣城事業認定無効確認請求事件（東京地判昭三八・九・一七）は、「起業者が当初採用していた〇・〇四〇の数値を〇・〇四五に変更し従って流量の計算値が $9000^3\text{m}^3/\text{s}$ から $8500^3\text{m}^3/\text{s}$ に変わった程度のことでは、測

定上の誤差も考慮するならとくに咎めたるほどの変更ではない。」と判示した。

徳山ダム事業認定取消請求事件（岐阜地判平一五・一二・二二六）は、「実績の粗度係数は、・・・計画高水位近くまで実際に水位が上昇した最近の大規模な洪水発生時の記録から推定された粗度係数を基本として設定する必要がある。・・・このような実績粗度係数が複数存在する場合には、・・・最大の値を用いることが適当である。」と判示した。

同事件（名古屋高判平一八・七・六）は、「河川の水位は、・・・粗度係数で表現される河道の流れにくさに左右されるから、・・・痕跡水位のみをもって直ちに現況流下能力が過小に設定されているということはできない。」と判示した。

（2）引き伸ばし率

計画降雨の時間分布及び地域分布は、既往洪水等を検討して設定した相当数の降雨パターンについて、その降雨量を・・・定められた規模に等しくなるように定めるものとする。この場合において、単純に引き伸ばすことによって著しく不合理が生ずる場合には、修正を加えるものとする^(徳)と定められている。この解説の中に、「引き伸ばし率は二倍程度に止めることが望ましい」という記載があるため、引き伸ばし率がどの程度まで認められるか否かが問題となつた。

徳山ダム事業認定取消請求事件（岐阜地判平一五・一二・二二六）は、「引き伸ばし率についても最大で一・三二三であり、二倍程度以内に収まっており問題がない。」と判示した。

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（千葉地判平一二・一・一九）は、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説計画編（平成九年度改訂版）、国交省河川砂防技術基準同解説計画編においても、引き伸ばし率が二倍程度以上と

することを制限しているとは認められず、・・・そうすると、引き伸ばし率が二倍以上の数値を採用したことにより、八ッ場ダムの効果量の算定の基礎が不合理になるとまではいえない。」と判示した。

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(さいたま地判平二二・七・一四)は、「建設省河川砂防技術基準は、引き伸ばし率を二倍以上にすることを禁止しているわけではない。・・・引き伸ばし率が二倍を超えるものが過半数を占めているからといって、直ちに治水効果の算出が作爲的といえるわけではない。」と判示した。

(3) 基本高水

基本高水の決定方法が問題となった。

徳山ダム事業認定取消請求事件(名古屋高判平一八・七・六)は、「揖斐川の基本高水のピーク流量等の算定に用いている計画降雨の設定方法や貯留関数法は、技術基準案に示されている一般的かつ科学的な方法であり、これを揖斐川で用いていることが不合理であるとはいえない。」と判示した。

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(東京地判平二二・五・一一)は、「八斗島における基本高水のピーク流量二二〇〇 m^3/s は、カスリーン台風が再来した場合の洪水流量二二〇〇 m^3/s と、1/200確率流量二二〇〇 m^3/s に基づき設定されたこと、・・・各支流毎に貯留関数法による流出計算を行い、・・・算定された・・・カスリーン台風から三〇年余り経過した・・・昭和二四年の利根川改修改訂計画で設定された一七〇〇 m^3/s を、その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、・・・決定された。」と判示した。

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件(前橋地判平二二・六・二六)は、「八斗島における基本高水のピーク流量二二〇〇 m^3/s は、昭和二二年のカスリーン台風が再来した場合の洪水流量二二〇〇 m^3/s と、1/200確率流量二二〇〇 m^3/s に基づき設定されたこと、・・・各支流毎に貯留関数法による流出計算を行い、・・・算定され

た・・・・カスリーン台風から三〇年余り経過した・・・・昭和二十四年の利根川改修改訂計画で設定された一七〇〇〇 m^3/s を、その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、・・・決定された。」と判示した。⁽¹¹⁾

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（千葉地判平二二・一・一九）は、「八斗島における基本高水のピーク流量二二〇〇〇 m^3/s は、昭和二二年のカスリーン台風が再来した場合の洪水流量二二〇〇〇 m^3/s と、1/200 確率流量二二〇〇〇 m^3/s に基づき設定されたこと、・・・各支流毎に貯留関数法による流出計算を行い、・・・算定された・・・・国土交通大臣に一定の裁量認められる・・・・災害復旧工事や改修工事により河川の洪水流下能力が徐々に増大し、・・・不合理な点があるとはいえない。」と判示した。⁽¹²⁾

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（さいたま地判平二二・七・一四）は、「貯留関数法により基本高水のピーク流量を計算しているのであり、利根川改修改定計画におけるように、実測値からの推計値一七〇〇〇 m^3/s を基本高水のピーク流量としているわけではない。」と判示した。⁽¹³⁾

(4) 治水効果

ダムによる治水効果が問題となった。

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（東京地判平二二・五・一一）は、「昭和三四年九月洪水に基づく計算値では、八ッ場ダムの治水効果は一三六九 m^3/s と算定されているのであるから、八ッ場ダムの治水効果が乏しいといえないことは明らかである。」と判示した。⁽¹⁴⁾

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（前橋地判平二二・六・二六）は、「昭和三四年九月洪水に基づく計算値では、八ッ場ダムの治水効果は一三六九 m^3/s と算定されているのであるから、八ッ場ダムの治水効果が乏しいといえないことは明らかである。」と判示した。⁽¹⁵⁾

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（水戸地判平二一・六・三〇）は、「昭和三四年九月洪水をカスリーン台風と同程度の降雨量に引き伸ばした場合における八ッ場ダムの調節量は一三六九 m^3/s と算定されていることからすれば、八ッ場ダムの治水効果が見込めないことが明らかであるとはいえない。」と判示した。⁽¹¹⁶⁾

八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（さいたま地判平二二・七・一四）は、「貯留関数法により、八ッ場ダムがある場合とない場合との洪水流出分の差分を算出するという方法によったところ、八斗島地点での洪水ピーク流量を平均で約六〇〇 m^3/s 削減する効果がある。」と判示した。⁽¹¹⁷⁾

9 土地改良法施行令の技術的可能性

土地改良法施行令二条二号は、「当該土地改良事業の施行が技術的に可能であること」と定めている。永源寺第二ダム事業計画が、この条文の技術的可能性の要件を満たしているのか否かが問題となった。

永源寺第二ダム事業計画決定等取消請求事件（大津地判平一四・一〇・二八）は、「土地改良事業計画における工事計画にかかる設計である全体実施計画のあり方について規定した農林水産省構造改善局長、同省畜産局長名義の全体実施計画要綱……上記訓令に基づき……土地改良事業設計基準（ダム設計基準）を定めている。この基準は、……河川法一三条二項に基づく河川管理施設等構造令及び河川管理施設等構造令施行規則の規定に照らして定められたものであって、……同法の側面から適切なダムの設計及び施工がされるように設けられた……上記の各要綱、訓令、基準等に適合するように調査及び全体実施設計がされているのであれば、土地改良事業の要請にも河川法の要請にも適うものであって、原則として施行令二条一号が規定する技術的可能性の要件を備えている。」と判示した。⁽¹¹⁸⁾

同事件（大阪高判平一七・一二・八）は、「通達とその解説部分である本件設計基準においては、計画用基本地形図を作成・・・実地測量による地形図を作成・・・ダム地点の地質調査・・・その成果として、地質平面図、断面図を作成し、・・・概算工事費の算定・・・手順となっていたことが明らかである。・・・航空測量も実地測量も全く実施されず、・・・地形図も作成されず・・・地下地質調査・・・全く実施されないまま・・・本件決定に至った・・・本件設計基準に反する・・・法律で要求されたものでないから・・・直ちに違法になることはない。しかし、本件設計基準は、・・・解説部分も通達と実質的に一体となる・・・各通達に従って・・・本件決定等の適正が保障される・・・合理的な理由がないのに本件設計基準で定められた極めて重要な調査を省略するなどして手続を進めた場合には、手続が適当でないとの評価をうけることもある。」と判示した。⁽¹⁰⁾

10 森林法の許可基準

森林法で定める保安林において伐採等土地の形質を変更する場合には、都道府県知事の許可を要し（同法三四条）、・・・本件林道事業は、各保安林内において、相当量の立木伐採、立木損傷、・・・恒久的に保安林の現状を変更するものであるから、本件事業に先立ち、保安林解除の手続をとる必要があったか否かが問題となった。

やんばるの森広域基幹林道開設工事損害賠償等請求住民訴訟事件（那覇地判平一五・六・六）は、「本件事業においては、保安林であることが明らかな水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林において、保安林解除の手続をしないまま、林道の幅員拡張等のための立木伐採や土地の形質変更行為を行ったものであり、これは、森林法の保安林制度の趣旨に著しく反するものとして違法といわざるを得ない。・・・保安林解除の手続をとらなかった違法は、本件事業に対する公金支出全体に影響する。」と判示した。⁽¹¹⁾

同事件（福岡高那覇支判平一六・一〇・一四）は、「林道部分のみを線状に保安林から除外するよりも・・・周囲の森林とを一体として管理していくことが適当と考えられる・・・本件通達等及びこれに基づく実務の運用は、上記と同旨の見解に基づき、・・・周囲の森林とを一体として管理することが適当と認められる場合については、原則として保安林指定の解除手続によることなく・・・森林法の趣旨に照らし、十分に合理性を有する・・・保安林指定解除の手続は必要でない。」と判示した。

11 原子炉の安全性

(1) 安全審査の基本的枠組

原子炉設置許可の要件を定める規制法二四条一項、特にその四号が白地規定に等しいものであり、告示、安全設計審査指針、原子炉立地審査指針、気象手引等の原子炉設置許可処分に際し、審査の基準となるものが法的根拠を欠く⁽¹²⁾か否かが問題となった。

伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五）は、「法律又はその委任する命令に明確な基準を設け、その基準適合性を少数の、しかも必ずしも高度の専門家とはいえないものに判断させる方法をとるか、右のような基準を設けることなく、高度の専門家の判断に委ねる方法をとるかは、・・・立法機関が判断すべき事柄である。したがって、原子炉設置許可における安全審査のために規制法二四条一項四号掲記のように抽象的な基準が定められているに過ぎなくとも、・・・本件処分の根拠となった右各規定等をとらえて、それが憲法三一条、四一条に違反するものとはいえない。」と判示した。

同事件（高松高判昭五九・一二・一四）は、「許容被曝線量等を定める件（告示）は総理府令である原子炉規制に

基づくものであり、同規則は法律である原子炉等規制法に基づくものであるから、右告示による許容被曝線量の定めが法的根拠に欠けるとはいえない。」と判示した。

同事件(最(一小)判平四・一〇・二九)は、「原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適當でない。」と判示した。

福島第二原発事件(福島地判昭五九・七・二三)は、「本件許可処分当時審査の基準となったもののうち、立地審査指針、気象手引及び安全設計審査指針(ほかに線量目標値指針及びECCS安全評価指針がある。)が原子力安全委員会のいわば内規・・・具体的な審査基準の策定についても、右の許可要件について法律でもってあらかじめ具体的な定めをしておくことは、かえって、判断の硬直化を招き適切な審査を行うことを困難にする・・・そのような定め方をした立法機関に特に著しい不合理性を見出すことはできない。」と判示した。

同事件(最(一小)判平四・一〇・二九)は、「原子炉施設の安全性に関する審査が、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術は不断に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適當でない。」と判示した。

もんじゅ行政訴訟事件(名古屋高金沢支判平元・七・一九)は、「被控訴人は、下位の附属法規に過ぎない原子炉規則、科学技術庁告示や、単なる内部的な審査指針に過ぎない原子力安全委員会の安全審査指針を根拠に、原子炉等規制法の解釈を論ずることは誤りであると主張するが、同法二四条一項四号所定の許可要件の適合性の審査は、高度の専門技術的裁量に係るものであり、右許可要件について予め法律で具体的な定めをしておくことは、右審査に弾力性を失わせ、科学技術の進歩、研究の成果を必要に応じて速やかに右審査に取り入れて行く上で障害となりやすいこ

とから、同法は、法律に根拠を有する明確な安全審査基準を設けることをせず、具体的な安全審査基準の策定についても、合理的な範囲内において行政庁の専門技術的裁量に委ねた。⁽¹³⁾と判示した。

柏崎・刈羽原発事件（東京高判平一七・一一・二二）は、「実際の安全審査に用いられている立地審査指針、E C C S 安全評価指針、線量目標値指針、線量目標値評価指針、安全設計審査指針、気象指針等の安全審査の基準が、行政内部の内規にすぎないとしても、これをもって、規制法等の原子炉設置許可手続に関する手続規定が直ちに憲法三一条、四一条、七三条、八一条に違反するものということはできない。」と判示した。

(2) 基本設計論

原子炉の安全性いかんは、専門家の間でも見解が分かれる高度の科学的・専門技術的な問題⁽¹⁴⁾であるため、審査の対象が基本設計に限られるか否か、また、どこまでを基本設計であると判断するのかが問題となった。

伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五）は、「原子炉の安全性の問題は、すべて原子炉設置許可処分の際に判断されるものではなく、細部にわたる具体的ないし実際上の技術的事項については、後続する原子炉施設に関する設計及び工事の方法についての認可（規制法二七条、電気事業法四一条）、原子炉施設の工事及び性能についての使用前検査（規制法二八条、電気事業法四三条）等の一連の規制手段があり、原子炉設置許可処分における安全性に関する審査は当該原子炉の基本的設計方針ないしは基本計画において、十分安全性が確保されるものかどうかを確認すれば足りる・・・審査会の安全審査は、申請者の提出する資料に基づいて、当該原子炉の安全性確保のための申請者の設計及び考え方につき、それらが適切であるか否かを確認するという形のものになる。したがって、原子力委員会又は審査会自らが資料を収集し、調査研究した上で、その安全性を確認しなければならぬものではない。」と判示した。

同事件（最（一小）判平四・一〇・二九）は、「原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可（二七条）の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならない。・・原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とする。」と判示した。

福島第二原発事件（福島地判昭五九・七・二三）は、「本件安全審査の対象事項である原子炉施設自体の安全性に関する事項つきどのような内容にまで審査が及ぶべきかについて検討するに、・・それは、原子炉施設に関する基本設計ないし基本的設計方針に限られるものと解すべきである。」と判示した。

同事件（仙台高判平二・三・二〇）は、「原子炉施設の安全に関する基本設計というのは工学上の概念であり、・・圧力バウンダリのSCC防止対策が安全の基本設計に属する問題であるのか、あるいは詳細設計に属するか、運転管理上の規制に服すべき問題であるというのかは、第一次的には行政庁の専門技術的見地からなす裁量的判断に委ねられている。」と判示した。

同事件（最（一小）判平四・一〇・二九）は、「原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当であり、廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法、廃炉、マシンのマシンのインターフェイス（人と機械との接点）、SCC（応力腐食割れ）の防止対策の細目等にかかわる事項は、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象にはならない。」と判示した。

東海第二原発事件（水戸地判昭六〇・六・二五）は、「原子炉設置許可処分における規制法二四条一項四号に係る

安全性の審査の対象は、原子炉の設置に直接関係があり、かつ、原子炉施設に特有の事項であって、原子炉施設の基本設計に係る安全性に関する事項に限られるものと解する⁽¹³⁾。」と判示した。

同事件（東京高判平二三・七・四）は、「原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可（規制法二七条）の段階における規制の対象とされている当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は、規制の対象とはならない・・・原子炉設置の許可の段階安全審査においては、・・・その基本設計の安全性に係わる事項のみをその審査の対象とする⁽¹⁴⁾。・・・本件安全審査の際に用いられた鋼材の脆性遷移温度の予測評価の内容に不合理とされる点が出てきており、現実のその脆性遷移温度がこれよりはる程度高くなることがあり得るものとしても、これによって、本件原子炉の圧力容器等の構造や材質に関する基本設計の内容について、その脆弱性破壊の危険性という観点から行われた本件安全審査の内容が、直ちに合理性を欠き違法とされるものとまですることは、困難なものと考えられるところである。また、この圧力容器等の脆性破壊による危険の問題は、むしろ、現実に行進していくその脆性の程度、態様に応じて、廃炉の時期の問題をも含めた原子炉の適切な運転等の管理の問題として対処されるべき問題と考えられる⁽¹⁵⁾。」と判示した。

もんじゅ行政訴訟事件（福井地判昭六二・一二・二五）は、「本件許可処分⁽¹⁶⁾の無効確認を求める本件訴訟においてもその審理の対象となる事項も・・・原子炉施設に特有の事項であって、原子炉施設の基本設計ないし基本設計方針にかかると安全性に関する事項に限られる⁽¹⁷⁾。」と判示した。

同事件（名古屋高金沢支判平元・七・一九）は、「本件無効確認訴訟においては、審理の対象となる事項が原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る安全性に限られているとはいえず、その安全性の審査に重大かつ明白な瑕疵があれば、それだけで本件原子炉設置許可処分の無効が確認され、控訴人らは法律上保護された利益の侵害状態を

直ちに除去することができる。」と判示した。⁽¹⁰⁾

柏崎・刈羽原発事件（新潟地判平六・三・二四）は、「原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可（二七条）の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならない。」と判示した。⁽¹¹⁾

同事件（東京高判平一七・一一・二二）は、「原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事の方法の認可（二七条）の段階では規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならない。」と判示した。⁽¹²⁾

もんじゅ行政訴訟事件（差戻後、福井地判平一二・三・二二）は、「規制法の規制の構造に照らすと、原子炉施設を設置許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性に係るすべてをその審査対象とするのではなく、その基本設計ないし基本的設計方針に係る事項のみをその対象とするものと解する。」と判示した。⁽¹³⁾

同事件（差戻後、名古屋高金沢支判平一五・一・二七）は、「その危険を顕在化させるものとして、最も重視すべきものはナトリウム—コンクリート反応である。・・・極めて危険な事態となることは明らかである。・・・本件許可処分は無効とすべきである。」⁽¹⁴⁾判示した。

同事件（差戻後、最（一小）判平一七・五・三〇）は、「規制法二四条二項の趣旨が、同条一項三号及び四号所定の基準の適合性について、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力安全委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を十分尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねるものであることにかんがみると、どのような事項が原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象とすべき当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項に該当するかという点も、・・・主務大臣の合理的な判断にゆだねられている。・・・原審が二次冷却材ナトリウム漏えい事

故に関する安全審査の瑕疵として指摘する事項は、原子炉設置の許可の段階の安全審査の対象とならない。」と判示した。⁽¹⁴⁾

(3) 平常時被曝の危険性

平常時の許容被曝量をどのように決めるのが問題となった。

伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五）は、「人類について低線量、微量線量等における放射線被曝による影響が判明せず、・・・ICRP勧告もその趣旨に基づくもの・・・その危険性の証明があった線量の最低値よりも更に数十分の一の低い線量の限度を、許容被曝線量として定めることは、望ましくはないとしても、違法の問題は生じない。」と判示した。⁽¹⁵⁾

同事件（高松高判昭五九・一二・一四）は、「ICRP勧告を尊重し、その勧告に係る線量限度を供用被曝線量と定めた上、原子炉設置許可に当たっての安全審査において、被曝線量を許容被曝量よりも更に低く抑える方向で審査することは決して不合理ではない。」と判示した。⁽¹⁶⁾

福島第二原発事件（福島地判昭五九・七・二三）は、「原子炉等規制法二四条一項四号の許可要件に適合するものであるかどうかということは、・・・第一に、原子炉施設の平常運転時における被曝低減に係る安全確保対策がとられているかどうか、第二に、自然的立地条件に係る安全確保対策を含め原子炉施設の事故防止に係る安全確保対策がとられているかどうか、第三に、原子炉施設の公衆との隔離に係る安全確保対策がとられているかどうかの各観点からの検討が必要である。」と判示した。⁽¹⁷⁾

東海第二原発事件（水戸地判昭六〇・六・二五）は、「本件安全審査において、ICRPの勧告に基づき、まず、右勧告を尊重して制定された許容線量等を定める件二条の許容被曝線量の定め（年間〇・五レム）に適合すること、

及び公衆の被爆線量を実用可能な限り右の許容線量より低減させるための対策が講じられていることを審査したことは、合理的根拠を有し、その点に裁量権の逸脱等があったものということはできない。⁽¹⁰⁾と判示した。

同事件（東京高判平一三・七・四）は、「本件安全審査においては、本件原子炉施設の平常運転に伴って環境に放出される放射性物質による公衆の被爆線量が許容線量等を定める件において定められている許容被爆線量である年間〇・五レムを下回り、・・・ICRPの一九九〇年勧告が定めている周辺公衆に対する線量限度である年間一ミリシーベルト（〇・一レム）との対比においても十分低い値になっている。」⁽¹¹⁾と判示した。

柏崎・刈羽原発事件（新潟地判平六・三・二四）は、「ICRPは、現在では、公衆の個々の構成員に対する実効線量限度を年間一ミリシーベルト（〇・一レム）とする考え方を採用していることに鑑みると、本件安全審査において、本件安全審査において、平常運転時の公衆の許容被曝線量値として採用された許容線量等を定める件二条所定の線量値（年間〇・五レム）が現在においても許容被曝線量値としての合理性を有しているか疑問といわざるを得ない。しかしながら、本件安全審査においては、平常運転時に放出される放射性物質による一般公衆の被曝線量が、許容線量等を定める件二条に規定する許容被曝線量（年間〇・五レム）以下に押さえられていることはもちろんのこと、更に、それをできるだけ少なくするような安全設計が講じられていることを基本方針とし、線量目標値指針所定の線量値（・・・全身被曝線量の評価値の合計値については年間〇・〇〇五レム、放射線ヨウ素に起因する甲状腺被曝線量については年間〇・〇一五レム）を基準として設定し、実際には、これを公衆の線量限度としたばかりか、ALAPの精神に従って、可能な限り被曝線量を低下させるための対策が講じられているか否かを審査していることが認められるから、本件安全審査における審査の基本方針及び審査事項が安全審査の理念の範囲内にある合理的なものである。」⁽¹²⁾と判示した。

同事件（東京高判平一七・一一・二二）は、「現時点では許容線量等を定める件二条の許容被曝線量値（年間〇・五レム）の合理性が乏しく、また、ICRPの勧告に定める線量限度の数値が改定され、しかも、我が国においても線量限度等を定める告示が新たに制定されているもの、本件安全審査が実際に基準とした公衆の線量当量限度はこれらが定める値よりはるかに厳しいものであるから、本件安全審査が違法となるものではない。」と判示した。

もじゅう行政訴訟事件（差戻後、福井地判平二二・三・二二）は、「現在においては、「許容被曝線量等を定める件」の定める「公衆の許容被曝線量」は妥当性を失い、現在妥当性を有するのは「線量当量限度を定める件」のそれというべきである。・・・安全審査の結論に差異がないと認められる限り、なお本件安全審査における調査審議及び判断の過程に重大かつ明白な瑕疵といえるだけの過誤、欠落はない。」と判示した。

伊方原発二号炉事件（松山地判平二二・二二・一五）は、「本件許可処分後の法令改正により、周辺監視区域外の線量当量限度は、実効線量当量について年間一ミリシーベルトと定められ・・・周辺公衆の被曝線量評価は、この基準をもはるかに下回る・・・本件安全審査は、具体的審査基準として、「安全設計審査指針」、「許容被曝線量等を定める件」、「線量目標値指針」及び「線量目標値評価指針」を用い、科学的、専門技術的見地から、被曝低減対策、周辺公衆の被曝線量評価、放射性廃棄物の放出管理・外部放射線量等の監視等についての審査を行っており、・・・本件安全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。」と判示した。

（4）原子炉の安全性確保

原子炉の安全性をどのように決めるのが問題となった。

伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五）は、「本件原子炉の炉心核設計について、炉心全体の出力の平坦化の

程度を示すホットチャンネル係数 F_q を二・六七としたことの相当性を按ずるに、 F_q は約二・二以下となって設計基準値と推認される二・六七を下回っていることに鑑み、本件原子炉の炉心核設計でホットチャンネル係数 F_q を二・六七としたことは相当である。……炉心熱設計については、……三割の余裕をもっていけば、……燃料被覆管は焼損しない……DNB比(限界熱流束比)が一・三を下回らないことを設計基準とした……本件原子炉において使用される燃料については、ペレット中心温度評価に大きな影響を及ぼすペレットと被覆管との熱伝導率(ギャップ熱伝導率($Btu/h.ft^2.F.$))について、実際に予想される値三六〇〇を安全側にした値一〇〇〇を採用して、燃料ペレットの中心温度を実際に予想される中心温度より高くしている……本件安全審査において、本件原子炉の平常運転時における炉心設計及び燃料について安全性を確保できるとした判断は相当である。」と判示した。

同事件(高松高判昭五九・一一・一四)は、「炉心設計について、……DNB比(限界熱流束比)が一以下になれば燃料被覆管が焼損を起こす可能性……DNB比が一・三以上になるように設計されている……本件原子炉……所定の基準に則った審査・判断がなされている。……ホットチャンネル係数……本件安全審査においては、二・六七と設定されているところ、本件原子炉の設計計算値は二・三程度以下となっており、右二・六七に比べて十分に余裕がある……審査・判断は、本件原子炉の安全性に本質的にかかわるような過誤、欠落があるものとは考えられず、不合理ではない。」と判示した。

福島第二原発事件(福島地判昭五九・七・二三)は、「原子炉施設の安全性の確保のためには、第一に、放射性物質の環境への放出をもたらず事態につながるような燃料被覆管や圧力バウンダリ等における異常状態の発生を未然に防止すること、第二に、仮に、右のような異常状態が発生した場合においても、その異常状態が拡大したり、更には放射性物質を環境に放出する虞れのある事態まで発展することを防止すること、第三に、更に、仮に右のような事態

が発生した場合においても、なお、放射性物質の環境への異常放出という結果を防止すること、がそれぞれ必要であり、いわゆる多重防護の考え方に基づいた各種の事故防止対策が右安全性の確保のためには講じられることが必要である。」と判断した。⁽¹⁸⁾

同事件（仙台高判平二・三・二〇）は、「本件安全審査においては、原子炉に異常な反応度が投入され核分裂反応が急上昇する事象に対しては、すべての出力領域で反応度出力係数が負となること、すなわち自己制御性を有していることを確認しているうえ、動特性に対応する緊急停止系についても、各制御棒に一個ずつ設置されたアキュムレーターの水圧によって、全制御棒を原子炉内に挿入する設計となっており、なお万一その圧力が低下した場合にも、原子炉圧力を利用して制御棒を原子炉内に挿入できる設計となっていること、さらに最大の反応度値を有する制御棒一本が完全に引抜かれて挿入できない状態を仮定しても、その他の制御棒の全挿入によって炉心を未臨界とできる設計となっていることを確認しており、．．．そのいずれの場合でも安全性が確保されることを確認している。」と判断した。

東海第二原発事件（水戸地判昭六〇・六・二五）は、「本件安全審査において単一故障を想定して事故解析を行ったことには合理的根拠があり、その結果、炉心溶融にまで至らないものと判断されたのであるから、炉心溶融の事態を想定しなかったこと及び炉心溶融が生じた場合の対策について検討しなかったことにも合理的根拠がある。」と判断した。⁽¹⁹⁾

柏崎・刈羽原発事件（新潟地判平六・三・二四）は、「本件原子炉施設の平常運転時における被曝低減対策に関する本件安全審査の審査内容に鑑みると、右調査審議において用いられた具体的審査内容に不合理な点があるとはいえないし、また、本件原子炉が右具体的審査基準に適合し、平常運転時における放射性廃棄物について、敷地周辺の公

衆に対する放射線障害の防止上支障がないものとした本件安全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。⁽¹⁶⁾・・・原子炉施設の事故防止対策に係る本件安全審査の審査内容に鑑みると、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があるとはいえないし、また、本件原子炉が右具体的審査基準に適合し、その基本設計において、事故防止対策に係る安全性を確保し得るもの、すなわち、事故防止対策との関連において、原子炉等による災害の防止上支障がないものとした本件安全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。⁽¹⁶⁾と判示した。

同事件（東京高判平一七・一一・二二）は、「本件安全審査においては、従前のICRPの勧告に基づいてしきい値はないものと仮定し、下限を設けないで実用可能な限り放射性物質の放出を低減することを目標とすべきことを方針としたことが認められる。・・・しきい値の存否の問題は本件安全審査の内容における違法性の判断に影響を及ぼすものではない。」と判示した。

もんじゅ行政訴訟事件（差戻後、福井地判平一二・三・二二）は、「運転時の異常な過渡変化」、「事故」、「技術的には考えられない事象」の三種類に分けて通過運転時を超える異常状態を想定している点・・・このような多方面からの評価によって本件原子炉施設における事故防止対策に係る安全機能が適切に確保され得ることを確認することに、特段不合理な点があるとは認められない。⁽¹⁶⁾と判示した。

伊方原発二号炉事件（松山地判平一二・二二・一五）は、「本件安全審査は、具体的審査基準として、「安全設計審査指針」及び「ECCS安全評価指針」を用い、科学的、専門技術的見地から、本件原子炉施設について・・・審査を行っており、・・・本件安全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認めることはできない。」⁽¹⁶⁾と判示した。

(5) 地盤の安全性

地盤の安全性をどのように評価するのが問題となった。

伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五）は、「本件安全審査においては、……この基盤は載荷試験によると一四〇〇t/m²以上の支持力を有しており、原子炉施設の基盤への常時の荷重が六〇t/m²であるのに対し、十分な耐力を有している……断層及び破砕帯はない……本件敷地が原子炉敷地として安全確保上問題がない。」と判示した。

同事件（高松高判昭五九・一二・一四）は、「本件安全審査においては、……施設の設置場所は同施設を支持するに足りる耐力を有し……立地審査指針、安全設計指針……専門的見地から相当な根拠を有している。」と判示した。

福島第二原発事件（福島地判昭五九・七・二三）は、「本件原子炉施設は、……七〇〇t/m²以上の極限支持力を有し、原子炉施設の自重は常時で六〇t/m²で、これに地震時の荷重を組合せても約一〇〇t/m²と推定されるので、支持力として十分な余裕を有している。」と判示した。

東海第二原発事件（水戸地判昭六〇・六・二五、東京高判平一三・七・四）は、「平成九年変更許可申請に当たって行われた調査結果等は、本件原子炉施設の基礎地盤が平坦かつ均質な砂質泥岩層であるとした当初安全審査の合理性を基礎付けるものとなっており、また、本件原子炉施設の基礎地盤への常時荷重が原子炉建屋の自重や形状からして約六〇t/m²程度と算定できることとの関係で、本件敷地の基礎地盤が十分余裕のある支持力を有するものとした当初安全審査の合理性を確認するものとなっている。したがって、この点からしても、本件安全審査における本件原子炉施設の敷地の地質、地盤等の点に関する判断については、合理性が認められる。」と判示した。

柏崎・刈羽原発事件（新潟地判平六・三・二四）は、「本件原子炉施設の地盤及び地震に係る安全対策についての本件安全審査の審査内容に鑑みると、右調査審議で用いられた具体的審査内容に不合理な点があるとはいえないし、また、本件原子炉が右具体的審査基準に適合した、本件原子炉施設の地盤及び同施設周辺において発生するおそれのある地震が、同施設における重大事故の誘因とならず、安全性を確保でき、原子炉等による災害の防止上支障がないものとした本件安全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。」と判断した。

同事件（東京高判平一七・一一・二二）は、「本件安全審査においては、本件原子炉敷地及びその周辺の広い範囲を対象として、文献調査、空中写真判読を行うとともに、地表踏査による地形、地質調査を行って、この範囲に存在する断層及び存在が推定される断層を拾い出した上、構造的な断層であって、その規模及び本件原子炉敷地との距離などを考慮して、耐震設計上考慮すべき断層と判断される可能性のあるものを選定した結果、・・・本件安全審査の上記判断には合理性があり、その判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。」と判断した。

もんじゅ行政訴訟事件（差戻後、福井地判平二二・三・二二）は、「地盤に係る安全性については、①敷地付近及び敷地周辺において、将来、土地の大きな陥没や火山活動など、大きな地変が発生し、本件敷地に影響を及ぼすおそれのないこと、②本件敷地において地すべりや山津波などが発生し、本件原子炉施設に損傷を与えるおそれのないこと、③敷地周辺で想定される地震等によって、本件敷地の地盤が崩壊するおそれのないことがそれぞれ必要であるところ、・・・①ないし③が満たされることが確認されたということができるから、本件安全審査の調査審議及び判断の過程に重大かつ明白な瑕疵といえるような看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。」と判断した。

伊方原発二号炉事件（松山地判平一二・一二・二五）は、「本件許可処分後の平成八年に発表された岡村教授の調査等に基づく知見により、・・・前面海域断層群の活動性に関する本件安全審査の判断は、結果的にみて誤りであったことは否定できない。しかし、①断層の活動性・・・直接影響を与えるものではないこと、②本件安全審査においても、・・・考慮されていること、③工学的見地として、・・・設計上の配慮がなされていること、④兵庫県南部地震を踏まえて・・・安全余裕を有していることなどが認められ、・・・前面海域断層群の活動性に関する判断の誤りをもって本件安全審査が不合理であり、本件許可処分が違法であるということとはできない。」と判示した。

（6）耐震設計

耐震設計をどのように評価するのが問題となった。

伊方原発事件（松山地判昭五三・四・二五）は、「本件原子炉については、その主要施設に常時加わっている力に地震力が加えられた場合にも、右施設の応力や歪みが、その弾性の範囲内にとどまるように配慮することにより、外力に多少の変動があっても施設に損傷が生ずることのないよう、・・・動的解析によって求められた地震力の値の一・五倍（三〇〇ガル）に相当する地震力が加わったとしても、右施設に課せられている機能が十分保持されるものであることを確認することによって、設計余裕が確保される・・・本件安全審査において、本件原子炉の耐震設計は有効であると判断したことは相当と認められる。」と判示した。

福島第二原発事件（福島地判昭五九・七・二三）は、「本件原子炉施設は、・・・建物、構築物については、基礎地盤における最大加速度が一八〇ガルである地震波により動的解析を行い、・・・基礎岩盤における最大加速度が二七〇ガル（一八〇ガルの一・五倍）の地震波に対しても全体としての機能が保持される。」と判示した。

東海第二原発事件（水戸地判昭六〇・六・二五、東京高判平一三・七・四）は、「本件安全審査において、本件原

子炉施設の自然的立地条件に関して、地震との関係において本件原子炉敷地周辺の地質構造等が、本件原子炉施設における大きな事故の誘因とならないものと判断されており、この判断に不合理な点が認められない。⁽¹⁶⁾と判断した。

同事件(東京高判平一三・七・四)は、「本件安全審査においては、・・・活断層及び地震地体構造から想定される地震については二七〇ガル、直下地震から想定される地震については三八〇ガルの各最大加速度振幅の地震動に対しても、本件原子炉施設のうち安全対策上特に緊要な施設の機能が保持されるように設計されているか否かの点の審査は、直接には行われていないということになる。しかし、本件原子炉施設の耐震設計においては、地震力によって建物等に発生する応力を弾性限度内に収めるという、いわゆる弾性設計が行われおり、そのため、経験上、構造物は設計地震動に対して概ね四倍程度の安全余裕度を持つ・・・右の設計用限界地震動の最大加速度振幅である二七〇ガル及び三八〇ガルという数値を基に、現行の耐震設計審査指針に定められた方法によって審査を行った場合においても、その耐震安全性が確保される。」と判断した。⁽¹⁷⁾

柏崎・刈羽原発事件(東京高判平一七・一一・二二)は、「本件安全審査においては、a 本件原子炉施設における耐震設計上においては、敷地地盤に与えられる地震動の推定最大加速度のうち最大のものは、・・・二二〇Galとされたこと、b 安全対策上特に緊要な格納容器、原子炉緊急停止装置及びホウ酸注入装置については、設計用地震動(最大加速度三〇〇Gal)の一・五倍の地震動を用いた動的解析によって求められた地震力に、平常運転に伴って作用する圧力や熱膨張等による力が加わったとしても、主要施設が損傷せず、十分に機能が維持されるように設計されたことが確認された上、その基本設計において、本件原子炉施設の地盤及び同施設周辺において発生するおそれのある地震が、同施設における重大事故の誘因とはならず、安全性を確保でき、原子炉等による災害の防止上支障がないものと判断したことが認められる。そうすると、本件安全審査における上記判断には合理性があるといふべきである。」と判

示した。

もんじゅ行政訴訟事件（差戻後、福井地判平二二・三・二二）は、「耐震設計については、原子炉施設の耐震設計が適切に行われたというるためには、①施設の耐震設計上の重要度分類が適切に行われていること、②設計用最強地震及び設計用限界地震想定的前提となる考慮すべき地震の選定が適切に行われていること、③設計用最強地震によってもたらされる・・・地震動の諸特性が適切に決定されていること、④耐震設計が十分な耐震安全性を確保し得る適切な手法で行われることがそれぞれ必要であるところ、本件安全審査においては、・・・①ないし④が満たされる・・・本件安全審査の調査審議及び判断の過程に重大かつ明白な瑕疵といえるような看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。」と判示した。

同事件（名古屋高金沢支判平一五・一・二七）は、「原子炉設置に関する審査は、基本設計に関する事項の審査が設置許可の段階で、具体的な詳細設計の事項の審査は設計及び工事方法の認可の段階でそれぞれされることが予定されており、このような段階的規制を採用する規制法の趣旨に鑑みれば、基本設計の審査基準である耐震設計審査指針の示す許容限界に数値などが用いられていなかったとしても、それが直ちに不合理であるということとはできない。」⁽¹⁰⁾と判示した。

伊方原発二号炉事件（松山地判平二二・一二・一五）は、「本件安全審査は、具体的審査基準として「立地審査指針」及び「安全設計審査指針」を用い、申請者が行った耐震設計の基本方針、重要度による分類、解析手法・設計条件、設計地震動の設定等について、当時の科学的、専門技術的知見に基づいて審査を行っており、これをもって不合理であるということとはできない。」⁽¹¹⁾と判示した。

(7) 多重防護

多重防護をどのように考えるか、また、多重防護により安全性を確保できるか否かが問題となった。

福島第二原発事件（福島地判昭五九・七・二三）は、「原子炉施設の安全確保対策は三つの柱からなっており、第一の柱は平常時爆発対策、第二の柱は事故防止対策、第三の柱が原子炉施設と公衆の隔離であることが認められるところ、右第一の柱と第二の柱とは、その性質上安全確保対策としてはそれぞれが別個独立に確保されることが必要であると解されるが、右第一、第二の二本の柱と第三の柱の関係については、第三の柱が念には念を入れるといういわゆる多重防護的考え方に基⁽⁸⁸⁾づいて設定される。」と判示した。

東海第二原発事件（水戸地判昭六〇・六・二五）は、「原子炉施設の安全性の確保は、原子炉施設の有する潜在的危険性を顕在化させないよう、放射性物質の環境への放出を可及的に少なくし、これによる災害発生の可能性をいかなる場合においても社会通念上無視しうる程度に小さく保つことにある。」と判示した。⁽⁸⁹⁾

柏崎・刈羽原発事件（新潟地判平六・三・二四、東京高判平一七・一一・二二）は、「規制法二四条一項四号が規定する原子炉施設の安全性の確保は、原子炉施設の有する潜在的危険性を顕在化させないよう、放射性物質の環境への放出を可及的に少なくし、これによる災害発生⁽⁹⁰⁾の危険性を社会通念上容認できる水準以下に保つことにある。」と判示した。

同事件（新潟地判平六・三・二四）は、「原子力発電における安全性の確保は、放射性物質の有する危険性をいかに顕在化させないか、という点にある・・・原子炉施設は、平常運転時における被曝低減に係る安全確保対策と、自然的立地条件との関連性を含めた事故防止に係る安全確保対策が、十分な余裕をもって安全側に講じられる必要があるというべきであるが、原子炉施設における潜在的危険性の甚大さに鑑みると、いわゆる多重防護の考え方に基⁽⁹¹⁾づいて、万一事故が発生した場合を想定し、原子炉施設が、その安全防護設備との関連において十分に公衆から離れてい

るとの立地条件を満たす必要がある。」と判示した。⁽⁸⁶⁾

同事件（東京高判平一七・一一・二二）は、「安全審査においては、原子炉施設の有する潜在的危険性を顕在化させないよう、いわゆる多重防護の考え方に基づいた各種の安全対策が講じられる必要があると判断されていること、その安全審査の内容を安全確保対策の観点から整理すると、①原子炉施設の平常運転時における被曝低減に係る安全確保対策、②原子炉施設の自然的立地条件等に係る安全性を含む原子炉施設の事故防止に係る安全確保対策、③原子炉施設の公衆との隔離に係る安全確保対策の三つに分類することができる。」と判示した。⁽⁸⁶⁾

同事件（東京高判平一七・一一・二二）は、「安全審査においては、a 本件原子炉施設について、多重防護の考え方に基づいた各種の事故防止対策が講じられており、かつ、事故防止対策に係る設備のうち、安全保護設備及び安全防護設備の各信頼については、(a) 強度等において十分な余裕をもった設計となっていること、(b) 原則として多重性及び独立性を有する設計となっていること、及び (c) 原子炉の運転開始後においても定期的にその性能確認のための試験、検査が実施できる構造となっていること、そして、b 解析評価においては、その対象となる起因事象の中から、安全上の観点から厳しいものを仮定した上、上記起因事象の発生に伴い作動が要求される安全保護設備及び安全防護設備、それらの設備を構成する機器について、要求される機能ごとに結果が最も厳しくなるような単一故障の発生を想定していることが確認された結果、本件原子炉施設の安全保護設備及び安全防護設備に、同時に故障が発生するとは考えられず、上記各設備の設計は総合的にみて妥当なものと判断された。」と判示した。⁽⁸⁶⁾

もんじゅ行政訴訟事件（差戻後、福井地判平一二・三・二二）は、「規制法二四条一項四号のいう原子炉施設の安全性の確保とは、原子炉施設の有する潜在的危険性を顕在化させないよう、放射性物質の環境への放出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性を社会通念上容認できる水準以下に保つことにある。」と判示した。⁽⁸⁶⁾

同事件（差戻後、名古屋高金沢支判平一五・一・二七）は、「違法な原子炉設置許可処分が無効となるのは、審査基準の不合理又は安全審査の調査審議、判断の過程の看過し難い過誤、欠落によって、安全審査における原子炉内の放射性物質の潜在的危険性を顕在化させないことの確認に不備、誤認などの瑕疵が生じ、その結果として、原子炉格納容器内の放射性物質が周辺の環境に放出される事態の発生 of 具体的危険性が否定できない場合である。・・・これまで検討した本件安全審査の過誤、欠落の内容は、設計基準事故である「二次冷却材漏えい事故」の評価に関する事項である。・・・問題は、三系統に分離独立している二次主冷却系の冷却設備のすべてが同時に機能不全に陥ることの具体的可能性の有無である。その危険を顕在化させるものとして、最も重視すべきものはナトリウム—コンクリート反応である。・・・極めて危険な事態となることは明らかである。・・・本件原子炉施設においては、原子炉格納容器内の放射性物質の外部環境への放出の具体的危険性を否定することができず、本件許可処分は無効というべきである。」⁽¹⁸⁾と判断した。

伊方原発二号炉事件（松山地判平一二・一二・一五）は、「四号要件適合性については、安全性確保の問題が放射性物質の有する危険性をいかに顕在化させないかという点にあることにかんがみ、原告らの主張する違法事由及びこれに対する被告の反論等を踏まえて分類すると、①本件原子炉施設は地盤及び地震との関連において安全に設置されるかどうか、②本件原子炉施設は事故の発生を未然に防止することができるようになっていくかどうか、③本件原子炉施設は平常運転に伴って放出される放射性物質による周辺公衆の被曝線量を十分低く抑えることになっているかどうか、④本件原子炉施設は万一の事故を想定した場合においても周辺公衆から十分離れているかどうか、との四つの安全性に大別することが可能である。」⁽¹⁹⁾と判断した。

- (1) 植下協他『改訂新版 道路工学』朝倉書店 2001, p. 63
- (2) 柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会『道路構造令の運用実態と改善策の方向性』2010, p. 6 (国土交通省道路局 HP)
- (3) 道路審議会答申『二一世紀に向けた新たな道路構造のあり方』2010, p. 1
- (4) 田畑琢己『道路裁判における道路構造令の意義(公共事業裁判の研究)』『共生社会システム研究』Vol. 5 No. 1 2011, pp. 76-77
- (5) 『判例自治』一七〇号 2006, p. 105
- (6) 『判例時報』一一一九号 1984, p. 66
- (7) 『判例時報』一一一九号 1984, p. 67
- (8) 『判例自治』一六四号 1997, p. 82
- (9) 『判例自治』一六四号 1997, p. 83
- (10) 『判例自治』一七二号 2006, p. 105
- (11) 『判例自治』一七二号 2006, pp. 104-105
- (12) 『判例自治』一七二号 2006, p. 105
- (13) 『判例自治』一七二号 2006, p. 105
- (14) 『判例自治』一七二号 2006, pp. 105-106
- (15) 『判例自治』一七二号 2006, p. 106
- (16) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣 2002, p. 209
- (17) 『騒音に係る環境基準の評価マニュアル』基本評価編』環境庁 1999, p. 1
- (18) 『騒音に係る環境基準の評価マニュアル』地域評価編(道路に面する地域)』環境庁 2000, p. 14
- (19) 『判例自治』一六四号 1997, p. 80
- (20) 『圏央道あきる野 I C 事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)』判決文』2004, p. 77
- (21) 『圏央道あきる野 I C 事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・二三)』判決文』2006, pp. 40-42
- (22) 『圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)』判決文』2005, pp. 175-176
- (23) 『圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京高判平一〇・六・一九)』判決文』2008, pp. 110-111
- (24) 野村豊弘『国道四三号線訴訟上告審判決』『別冊マックス』一七二号 2004, p. 113
- (25) 『判例タイムズ』八九二号 1996, p. 124

- (26) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)判決文」2004, p. 81
- (27) 「圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)判決文」2005, pp. 176-177
- (28) 「騒音に係る環境基準の評価マニュアルII. 地域評価編(道路に面する地域)」環境庁2000, p. 56
- (29) 「騒音に係る環境基準の評価マニュアルII. 地域評価編(道路に面する地域)」環境庁2000, p. 56
- (30) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・三二)判決文」2004, pp. 75-76
- (31) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・三三)判決文」2006, pp. 38-39
- (32) 「判例自治」一六四号1997, p. 81
- (33) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・三二)判決文」2004, p. 78
- (34) 「圏央道あきる野IC事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・三三)判決文」2006, pp. 42-43
- (35) 「圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)判決文」2005, pp. 184-185
- (36) 「圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京高判平一〇・六・一九)」2008, pp. 111-112
- (37) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣2002, p. 209
- (38) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣2002, pp. 178-179
- (39) 騒音レベルの数値はdB(A)ヤホンからdB(A)なごとも同じである(社)日本音響学会HP (<http://www.asj.gr.jp/index.html>) and A (002))。
- (40) 「判例タイムズ」一〇七四号2002, p. 140
- (41) 「判例タイムズ」一〇七四号2002, p. 140
- (42) 「判例自治」二四九号2004, p. 87
- (43) 環境省HP (<http://www.env.go.jp/kiun/oto3.html>)
- (44) 「判例タイムズ」一〇七四号2002, p. 142
- (45) 「判例タイムズ」一〇七四号2002, pp. 141-142
- (46) 「判例自治」二四九号2004, p. 87
- (47) 「判例タイムズ」一一二七号2007, pp. 109-110
- (48) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣2002, p. 118
- (49) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣2002, pp. 372-373

- (50) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣 2002, pp. 372-373
- (51) 『判例時報』一一二五号 1984, pp. 84-85
- (52) 『判例時報』一四四〇号 1992, p. 53
- (53) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣 2002, p. 218
- (54) 道路技術研究会『第七次改訂 道路技術基準通達集』きょうせう 2002, p. 1173
- (55) 道路技術研究会『第七次改訂 道路技術基準通達集』きょうせう 2002, p. 1180
- (56) 『圈央道あきる野-I-C事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)』判決文』2004, pp. 81-83
- (57) 『圈央道あきる野-I-C事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一八・二・二二)』判決文』2006, pp. 54-55
- (58) 『圈央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)』判決文』2005, pp. 159-160
- (59) 『圈央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京高判平一〇・六・一九)』判決文』2008, pp. 104-105
- (60) 『圈央道事業認定・収用裁決取消請求事件最終準備書面(東京地判平一七・五・三二)』2004, p. 32
- (61) 『圈央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)』判決文』2005, p. 154
- (62) 『圈央道あきる野-I-C事業認定・収容裁決取消請求事件(東京地判平一六・四・二二)』判決文』2004, pp. 83-84
- (63) 『圈央道あきる野-I-C事業認定・収容裁決取消請求事件(東京高判平一八・二・二二)』判決文』2006, pp. 59-60
- (64) 『圈央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京地判平一七・五・三二)』判決文』2005, pp. 168-169
- (65) 『圈央道事業認定・収用裁決取消請求事件(東京高判平一〇・六・一九)』判決文』2008, pp. 107-108
- (66) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣 2002, p. 48
- (67) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣 2002, p. 56
- (68) 淡路剛久他『環境法辞典』有斐閣 2002, p. 56
- (69) 『判例自治』一六四号 1997, p. 78
- (70) 『判例自治』一五五号 2004, pp. 75-76
- (71) 『判例自治』一五五号 2004, p. 76
- (72) 『判例タイムズ』一〇七四号 2002, pp. 141-142
- (73) 『判例自治』一四九号 2004, p. 80
- (74) 『判例タイムズ』一一二七号 2007, p. 110

- (75) 『判例タイムズ』二二〇九号 2006, p. 158
- (76) 『判例自治』二五〇号 2004, p. 63 (那覇地判平一五・六・六)′ D1-Law/ID28101007 p. 17 (福岡高那覇支判平一六・一〇・一四)
(D1-Lawのみ掲載)
- (77) 『圏央道あきる野I・C・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件』(東京地判平一五・一〇・三三)判決文』2003, pp. 28-29
- (78) 『圏央道あきる野I・C・代執行手続執行停止申立・代執行手続請求停止申立事件』(東京高判平一五・一一・二二五)判決文』2003, p. 26
- (79) 『圏央道あきる野I・C事業認定・収容裁決取消請求事件』(東京地判平二六・四・二二二)判決文』2004, p. 80
- (80) 『圏央道あきる野I・C事業認定・収容裁決取消請求事件』(東京高判平一八・二・二二三)判決文』2006, pp. 45-62
- (81) 『泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件』(那覇地判平二〇・一一・一九)判決文』2008, pp. 147-171
- (82) 『泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件』(福岡高裁那覇支判平二二・一〇・一五)判決文』2009, p. 18
- (83) 『輛の浦埋立免許差止請求事件』(広島地判平二二・一〇・一一)判決文』2009, p. 155
- (84) 『静岡空港事業認定取消請求事件』(静岡地判平二二・三・一八)判決文』2010, pp. 142-143
- (85) 『八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件』(前橋地判平二二・六・二二〇)』2009, pp. 78-79
- (86) 『八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件』(千葉地判平二二・一・一九)判決文』2010, p. 83
- (87) 『八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件』(ちがたま地判平二二・七・一四)』2010, pp. 83-87
- (88) 『判例時報』五五六号 1969, p. 33
- (89) 『判例時報』七一〇号 1973, p. 35
- (90) 『判例タイムズ』一〇七四号 2002, p. 142
- (91) 『圏央道あきる野I・C事業認定・収容裁決取消請求事件』(東京高判平一八・二・二三)判決文』2006, pp. 61-62
- (92) 『圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件』(東京地判平一七・五・三二)判決文』2005, p. 213
- (93) 『圏央道事業認定・収用裁決取消請求事件』(東京地判平一七・五・三二)判決文』2005, pp. 213-214
- (94) 『判例時報』二〇四五号 2009, pp. 114-115
- (95) 『輛の浦埋立免許差止請求事件』(広島地判平二二・一〇・一一)判決文』2009, pp. 152-155
- (96) 『輛の浦埋立免許差止請求事件』(広島地判平二二・一〇・一一)判決文』2009, pp. 191-192

- (97) 【圏央道事業認定・裁決取消請求事件（東京地判平二二・九・一）判決文】2010, p. 111
- (98) 【圏央道事業認定・裁決取消請求事件（東京地判平二二・九・一）判決文】2010, pp. 111-112
- (99) (財) 国土技術研究センター編『改定解説・河川管理施設等構造令』山海堂 2004, p. 4
- (100) 建設省河川局監修『改訂新版 建設省河川砂防技術基準（案）同解説 計画編』山海堂 1998, p. 99
- (101) 『判例時報』三五一号 1963, p. 19
- (102) 『判例時報』一八五八号 2004, p. 63
- (103) DI-Law/ID2811939 p. 19 (DI-Law のみ掲載)
- (104) 建設省河川局監修（社）日本河川協会編『建設省河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）』山海堂 1998, p. 13
- (105) 建設省河川局監修（社）日本河川協会編『建設省河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）』山海堂 1998, p. 14
- (106) 『判例時報』一八五八号 2004, p. 64
- (107) 「ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（千葉地判平二二・一・一九）判決文」2010, p. 69
- (108) 「ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（さいたま地判平二二・七・一四）判決文」2010, p. 70
- (109) DI-Law/ID2811939 p. 19 (DI-Law のみ掲載)
- (110) 「判例自治」三三三号 2009, pp. 87-88
- (111) 「ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（前橋地判平二二・六・二六）判決文」2009, pp. 54-57
- (112) 「ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（千葉地判平二二・一・一九）判決文」2010, pp. 63-66
- (113) 「ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（さいたま地判平二二・七・一四）判決文」2010, p. 65
- (114) 「判例自治」三三三号 2009, p. 89
- (115) 「ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（前橋地判平二二・六・二六）判決文」2009, p. 61
- (116) 「ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（水戸地判平二二・六・三〇）判決文」2009, pp. 76-77
- (117) 「ハッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（さいたま地判平二二・七・一四）判決文」2010, p. 68
- (118) 『判例タイムズ』一一〇九号 2006, p. 156
- (119) DI-Law/ID28131608 pp. 21-22 (DI-Law のみ掲載)
- (120) 『判例自治』一一四〇号 2004, pp. 47-48
- (121) DI-Law/ID28101007 p. 18 (DI-Law のみ掲載)

- (122) 『判例タイムズ』三六一号 1978, p. 133
- (123) 『判例タイムズ』三六一号 1978, pp. 133-134
- (124) 『判例タイムズ』五四二号 1985, p. 131
- (125) 『判例タイムズ』八〇四号 1993, p. 60
- (126) 『判例時報』一一二四号 1984, p. 124
- (127) 『判例時報』一四四一号 1993, p. 52
- (128) 『判例時報』一三三二号 1989, p. 42
- (129) 『訟務月報』第五二卷六号 2006, p. 1897
- (130) 『判例タイムズ』五四二号 1985, p. 132
- (131) 『判例タイムズ』三六一号 1978, pp. 139-140
- (132) 『判例タイムズ』八〇四号 1993, p. 61
- (133) 『判例時報』一一二四号 1984, p. 117
- (134) 『判例時報』一三四五号 1990, p. 57
- (135) 『判例時報』一四四一号 1993, p. 51
- (136) 『判例時報』一一六四号 1985, p. 105
- (137) 『判例時報』一七五四号 2001, p. 42
- (138) 『判例時報』一七五四号 2001, p. 49
- (139) 『判例時報』一六四号 1987, p. 49
- (140) 『判例時報』一三二二号 1989, p. 44
- (141) 『判例時報』一四八九号 1994, p. 30
- (142) 『訟務月報』第五二卷六号 2006, pp. 1882-1883
- (143) 『判例時報』一七二七号 2000, p. 42
- (144) 『判例時報』一八一八号 2003, pp. 74-75
- (145) 『判例時報』一九〇九号 2006, p. 19
- (146) 『判例時報』一九〇九号 2006, p. 21

公共事業裁判の研究 (一) (行政事件編) (田畑)

- (147) 『判例タイムズ』三六二号 1978, p. 144
- (148) 『判例タイムズ』五四二号 1985, p. 133
- (149) 『判例時報』一一二四号 1984, pp. 126-127
- (150) 『判例時報』一一六四号 1985, p. 123
- (151) 『判例時報』一七五四号 2001, p. 48
- (152) 『判例時報』一四八九号 1994, pp. 43-44
- (153) 『訟務月報』第五二卷六号 2006, p. 1934
- (154) 『判例時報』一七二七号 2000, p. 53
- (155) 『判例タイムズ』一〇五七号 2001, p. 119
- (156) 『判例タイムズ』三六一号 1978, pp. 161-165
- (157) 『判例タイムズ』五四二号 1985, pp. 138-139
- (158) 『判例時報』一一二四号 1984, p. 146
- (159) 『判例時報』一三四五号 1990, p. 61
- (160) 『判例時報』一一六四号 1985, p. 138
- (161) 『判例時報』一四八九号 1994, p. 48
- (162) 『判例時報』一四八九号 1994, p. 55
- (163) 『訟務月報』第五二卷六号 2006, p. 1921
- (164) 『判例時報』一七二七号 2000, p. 67
- (165) 『判例タイムズ』一〇五七号 2001, p. 114
- (166) 『判例タイムズ』三六一号 1982, pp. 170-174
- (167) 『判例タイムズ』五四二号 1985, pp. 139-140
- (168) 『判例時報』一一二四号 1984, p. 144
- (169) 『判例時報』一七五四号 2001, p. 55
- (170) 『判例時報』一四八九号 1994, p. 75
- (171) 『訟務月報』第五二卷六号 2006, p. 2069

- (172) 『判例時報』一七二七号 2000, p. 54
- (173) 『判例タイムズ』一〇五七号 2001, p. 104
- (174) 『判例タイムズ』三六一号 1978, pp. 179-180
- (175) 『判例時報』一一二四号 1984, pp. 145-146
- (176) 『判例時報』一七五四号 2001, p. 55
- (177) 『判例時報』一七五四号 2001, pp. 56-57
- (178) 『訟務月報』第五二卷六号 2006, p. 2094
- (179) 『判例時報』一七二七号 2000, p. 54
- (180) 『判例時報』一八一八号 2003, p. 49
- (181) 『判例タイムズ』一〇五七号 2001, p. 104
- (182) 『判例時報』一一二四号 1984, p. 167
- (183) 『判例時報』一一六四号 1985, p. 119
- (184) 『判例時報』一四八九号 1994, p. 39 (新潟地判平六・三・二四)、『訟務月報』第五二卷六号 2006, p. 1923 (東京高判平一七・一・三三)
- (185) 『判例時報』一四八九号 1994, p. 81
- (186) 『訟務月報』第五二卷六号 2006, p. 1927
- (187) 『訟務月報』第五二卷六号 2006, p. 2044
- (188) 『判例時報』一七二七号 2000, p. 50
- (189) 『判例時報』一八一八号 2003, pp. 74-75
- (190) 『判例タイムズ』一〇五七号 2001, p. 96